

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和4年10月5日
茨城県人事委員会

本日、本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

給与勧告等のポイント

- 3年ぶりに月例給・ボーナスともに引上げ
 - ・ 公民給与の較差を踏まえ、人事院の勧告等を考慮し、初任給及び若年層の給料月額を引上げ（改定額803円、0.21%）
 - ・ ボーナスを0.10月分引上げ（年間4.30月→4.40月）、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分

1 基本的な考え方

- ・ 人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員の適正な給与を確保するという機能を担っている。
- ・ 本委員会は、国及び他の都道府県の職員並びに民間企業の従業員との均衡を図り、社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な給与水準や勤務条件等について、調査・検討を行っている。

2 民間給与との比較

(1) 月例給（令和4年4月の公民較差）

民間 (A)	職員 (B)	較差 (A-B)
376,590 円	375,761 円	829 円 (0.22%)

(注) 職員は行政職、民間は公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、本年4月分の給与を比較した。

(2) ボーナス（支給月数）

民間 (A)	職員 (B)	差 (A-B)
4.42 月	4.30 月	0.12 月

(注) 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給月数と職員の年間の支給月数を比較した。

3 給与等の報告・勧告の内容

(1) 職員の給与

① 公民較差等に基づく給与改定

ア 給料表

- ・行政職給料表：初任給及び若年層の給料月額を引上げ
大学卒業程度試験に係る初任給を 3,000 円、高校卒業程度試験に係る初任給を 4,000 円引上げ
- ・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に水準を引上げ

イ ボーナス

ボーナスの支給月数の引上げ（4.30 月→4.40 月：0.10 月分）

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
令和 4 年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.20 月（改定なし）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	1.05 月（現行 0.95 月）
令和 5 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	1.00 月	1.00 月

[実施時期]

- ・月 例 給：令和 4 年 4 月 1 日
- ・ボーナス：条例の公布日

② その他

ア テレワークに関する給与面での対応

人事院は、テレワークに係る光熱費等の負担軽減等の観点から、新たな手当について、枠組みを検討としており、その状況を注視する必要

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、今後、社会と公務の変化に応じた給与制度のアップデートを図っていくとしており、本県においても、国の動向等に留意しつつ、能力・実績や職責の給与への的確な反映など、給与制度の在り方について検討が必要

(2) 公務の運営

① 人材の確保

時宜にかなった採用試験の在り方等について引き続き不断の見直しが必要
引き続き、障害者雇用の積極的推進と、障害者が働きやすい環境づくりに取り組むことが必要

② 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

ア 人材の育成

職員の資質向上と意識改革につながるような人材育成に引き続き取り組むことが必要

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

性別や年齢、職種にとらわれない適切な人事評価を行い、給与や人事管理に的確に反映するとともに、評価結果に基づく意欲向上や人材育成に努めることが重要

ウ 女性の採用及び登用の促進

女性職員のキャリア支援や子育て支援等の広報による積極的な受験者確保に努めることが必要

性別、職種にとらわれない登用等、意欲と能力のある女性職員登用が重要

③ 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正等

引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持しつつ、各職場において時間外勤務の縮減が必要

イ テレワーク等の柔軟な働き方への対応

引き続きテレワーク等の柔軟な働き方が可能となる制度の利用状況の検証等を行い、更なる制度の整備及び利用の促進を図ることが必要

ウ 健康づくりの推進

引き続き、職員の健康づくりの推進が必要

エ 仕事と生活の両立支援

引き続き職員に対する各種制度の周知、啓発等に取り組むことが必要

オ ハラスメント防止対策

職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境の実現のため、引き続きハラスメントの防止等の取組を進めることが必要

④ 公務員倫理の徹底

誠実かつ公正に職務を執行するよう、改めて公務員倫理の徹底を図ることが必要

(参考1) 職員（行政職）の平均給与

平均年齢	勧告前給与		勧告後給与		増減額（率）	
	月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与
42.6歳	375,761円	6,191,000円	376,564円	6,243,000円	803円 (0.21%)	52,000円 (0.84%)

(注) 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

(参考2) モデル給与例（行政職）

職層	年齢	勧告前モデル給与		勧告後モデル給与		年間給与の 増減額
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主 事	25	218,360円	3,559,000円	221,540円	3,633,000円	74,000円
主 任	35	295,528	4,881,000	296,482	4,928,000	47,000
係 長	45	387,112	6,476,000	387,112	6,519,000	43,000
課長補佐	50	422,092	7,062,000	422,092	7,108,000	46,000
課 長	55	537,420	8,689,000	537,420	8,741,000	52,000
次 長 部 長	58	613,952	10,208,000	613,952	10,274,000	66,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料、管理職手当及び地域手当を基礎に算出

(参考3) 人事院の給与勧告のポイント

令和4年8月8日勧告

- ① 民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
(改定額921円、0.23%)
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月5日

茨城県人事委員会



茨人委第258号
令和4年10月5日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

茨 城 県 知 事 大井川 和 彦 殿

茨城県人事委員会
委員長 足立 勇人

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに	1
1 職員給与の現状	2
2 民間給与の現状	3
3 職員と民間従業員の給与比較	4
4 物価及び生計費の動向	5
5 給与制度等をめぐる動向	6
むすび	7
1 職員の給与	7
2 公務の運営	8

別紙第2 勧告

1 職員の給与に関する条例の改正	14
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	15
3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	15
4 改定の実施時期	15

別記 給料表

別記第1	16
別記第2	54
別記第3	54

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに

人事委員会の勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、給与、勤務時間その他の適正な勤務条件を確保するという機能を担っており、人事委員会は、中立・公正な専門機関として、情勢適応の原則、均衡の原則等、地方公務員法の趣旨を踏まえ、職員の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に報告及び勧告することとされている。

このうち、職員の給与については、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としており、本委員会では、毎年、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施している。本年においても、職員と民間企業従業員の給与を精密に比較した上で、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を勘案して、報告及び勧告を行っている。

国においては、本年8月、人事院が、国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理について報告を行った。この報告等において、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、様々な取組を進めることとし、給与面についても、給与制度のアップデートに向けて検討を行うこととしている。

本県においても、複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、有為の人材の確保、能力・実績等に基づいた公正な人事管理の推進、長時間労働の是正、柔軟な働き方への対応などは、重要な課題であり、適切に対応していくことが求められている。

こうした中、本委員会は、適正な給与水準の確保をはじめ、職員の勤務条件等について、調査・検討を重ねてきたところである。

本委員会としては、日々職務に精励している職員の士気や意欲が高まり、公務運営の更なる活性化が図られるよう、今後とも、勧告制度を通じて職員の適正な勤務条件の確保に努めてまいる所存である。

1 職員給与の現状

本委員会は、職員(企業職員、病院事業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。)の給与を検討するため、本年4月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員構成の状況は、表－1のとおりであり、職員数は30,752人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の7種11給料表並びに任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、41.6歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒81.2%、短大卒5.8%、高校卒13.0%、性別人員構成は、男性56.5%、女性43.5%となっている。

表－1 職員構成の状況

職員数	平均年齢	平均経年数
30,752人	41.6歳	19.2年

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
81.2%	5.8%	13.0%	0.0%	56.5%	43.5%

(注) 育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く(次表について同じ)。

(2) 平均給与月額

平均給与月額は、表－2のとおりであり、職員全体では388,463円となっており、うち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員(新規学卒の採用者等を除く。)では375,761円となっている。

表－2 職員の平均給与月額

	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全職員	348,039円	21,744円	4,941円	7,604円	5,788円	347円	388,463円
うち行政職員	331,699円	21,269円	8,270円	8,127円	6,261円	135円	375,761円

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等を含む。

3 行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員。

2 民間給与の現状

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,192 のうち 252 事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者 8,197 人について、給与改定の有無にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際支払われた給与月額等を調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績について調査した。

調査完了率は、各民間事業所の御協力を得て、79.1%となっている。

調査結果については、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

民間事業所における初任給の改定状況は、表－3 のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 25.8%、高校卒で 23.9%となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 27.4%、高校卒で 45.2%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 72.6%、高校卒で 54.8%となっている。

表－3 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	規模計	25.8	(27.4)	(72.6)	—	74.2
	500人以上	28.8	(33.8)	(66.2)	—	71.2
	100人以上 500人未満	26.5	(20.1)	(79.9)	—	73.5
	50人以上 100人未満	6.3	—	(100.0)	—	93.7
高校卒	規模計	23.9	(45.2)	(54.8)	—	76.1
	500人以上	25.9	(52.8)	(47.2)	—	74.1
	100人以上 500人未満	21.0	(38.8)	(61.2)	—	79.0
	50人以上 100人未満	25.0	(25.0)	(75.0)	—	75.0

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、表－４のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は45.3%となっている。

また、民間における定期昇給の状況は、表－５のとおりであり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.0%となっている。そのうち昇給額について、昨年に比べて増額した事業所の割合は27.2%、減額した事業所の割合は5.8%、変化なしとした事業所の割合は60.0%となっている。

表－４ 民間における給与改定の状況

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
	%	%	%	%
係員	45.3	5.7	0.6	48.3
課長級	30.5	9.1	1.4	59.0

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

表－５ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係員	94.4	93.0	27.2	5.8	60.0	1.4	5.6
課長級	81.3	79.0	21.4	2.3	55.3	2.3	18.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

3 職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で、本年4月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表－６のとおりであり、民間給与が職員の給与を1人当たり829円（0.22%）上回っていることが明らかになった。

表－6 公民給与の較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
376,590 円	375,761 円	829 円 (0.22%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表－7のとおり、平均所定内給与月額 of 4.42 月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数（4.30 月）を 0.12 月分上回っている。

表－7 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (A ₁) 上半期 (A ₂)
特別給の支給額	下半期 (B ₁) 上半期 (B ₂)	822,928 円 863,496 円	
特別給の支給割合	下半期 $\left\{ \frac{B_1}{A_1} \right\}$ 上半期 $\left\{ \frac{B_2}{A_2} \right\}$	2.17 月分 2.25 月分	
特別給の支給割合年間計		4.42 月分	

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.30 月である。

4 物価及び生計費の動向

本年4月の小売物価統計調査（総務省）に基づく消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国及び水戸市でいずれも 2.5% 上昇している。

また、本委員会が家計調査（総務省）を基礎に算定した本年4月の水戸市（調査対象世帯数 96 世帯）の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ 173,972 円、184,965 円及び 195,945 円となっている。

（資料編 3 生計費関係資料 参照）

（資料編 4 労働経済関係資料 参照）

5 給与制度等をめぐる動向

(1) 国の動向

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理に関する報告を行った（巻末掲載）。

主な給与等の報告及び勧告は、次のとおりである。

ア 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ

イ ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

(2) 都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を100とし、ラスパイレス方式で比較したところ、令和3年4月1日現在、本県のラスパイレス指数は100.4（地域手当補正後は99.1）である。

各都道府県のラスパイレス指数の状況は、表－8のとおりとなっている。

表－8 都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団体数	4 団体	7 団体	16 団体	15 団体	5 団体
団体数（地域手当補正後）	7	10	19	8	3

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

1 職員の給与

(1) 公民較差等に基づく給与改定

職員の給与については、民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、次のとおり改定する必要がある。

ア 給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準じて、改定すること。

具体的には、大学卒業程度試験に係る初任給を3,000円、高校卒業程度試験に係る初任給を4,000円引き上げることとし、若年層が在職する号給の給料月額についても改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合（月数）との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。

引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分する。

本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、医療大学の学長及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げること。

(2) 給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐる環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、次に掲げる課題など、給与制度の整備に係る諸課題について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、検討を進める必要がある。

ア テレワークに関する給与面での対応

人事院は、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について具体的な枠組みの検討を進めることとしており、本県においても、その状況を注視していく必要がある。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度についても、様々な課題に対応できるようアップデートを図っていくこととし、令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すとしている。

本県においても、国の動向等に留意しつつ、能力・実績や職責の給与への的確な反映、公務等の変化に応じた諸手当の見直しなど、給与制度の在り方について検討する必要がある。

(人事院の取組事項)

- ・ 若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・ 多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・ 65歳定年を見据えた60歳前及び60歳超の給与カーブ
- ・ 初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・ 定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

2 公務の運営

(1) 人材の確保

複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務の担い手となる有為の人材の確保が重要である。一方、若年人口の減少などを背景に、本県職員を目指す受験者の確保は大変厳しい状況が続いている。

このような中、民間企業等への就職を志望する学生や社会科学系学部以外の学生など、多様な人材が本県職員採用試験を受験しやすくするため、本年度から、大学卒業程度採用試験について、基礎能力検査で第一次試験の選抜を行う「事務（知事部局等B）」の区分を新設したところである。

国家公務員採用試験においては、民間企業だけでなく、地方公共団体も人材獲得の競合の対象とし、様々な見直しが進められている。本県の採用においても、国家公務員や民間企業等と競合することから、時宜にかなった採用試験の在り方等について引き続き不断の見直しが必要である。

組織活力の向上を図る上では、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している多様な人材を活用していくことが重要である。本県では社会人経験者採用選考や、民間企業等に雇用されている者を県へ受け入れる行政実務者研修員などの取組を実施している。特に、

社会人経験者採用では、本年度、職務経験や業績・成果等をアピールする機会を拡充するため、第1次選考に経歴審査を導入するとともに、働きながらも受験しやすくするため、事務職について教養考査を基礎能力検査に替えたところである。

本県では、障害者に適した職域を広げることなどにより、障害者雇用の拡大を図ってきた。その結果昨年度には、障害者雇用率の全国順位が知事部局では5位、教育委員会では8位になるなど大幅に向上したところである。また、本年度から、障害者を対象とした採用選考の受験可能年齢を採用時39歳から59歳までに広げたところである。引き続き、障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、障害者雇用の積極的推進と、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

また、国家公務員に準じ、職員の定年を段階的に65歳に引き上げることとしており、今後の新規採用者数については、退職者の動向を見据え、中長期的な観点からの検討が必要である。

(2) 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

ア 人材の育成

複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応していくためには、強い使命感や経営感覚、豊かな創造力を有する人材の育成が重要である。

本年度から、知事部局では人事担当課と研修機関の体制を一体化し、効果的な能力の育成に取り組んでいるところである。具体的には「民間の知見の積極的な活用」及び「政策形成能力の強化」に重点を置き、各職層において必要な一般知識を習得する一般研修及び職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を習得する特別研修を実施している。

さらに、民間企業等への派遣研修及び国との人事交流を行っているところである。

任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革につながるよう、引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図るためには、能力・実績等に基づいた公正な人事管理を進めていくことが重要である。

その基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るため、全ての職員を対象に人事評価制度が導入されている。

また、知事部局等の任命権者においては、令和2年度から、人事評価制度の見直しが行われ、よりきめ細やかな評価区分となったところである。

公正性・透明性が高く、より実効性のある人事評価制度とするには、性別

や年齢、職種にとらわれず職員の能力や実績を適切に評価し、給与や人事管理に的確に反映するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

また、人事評価制度を円滑に運用する上で、評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

ウ 女性の採用及び登用の促進

本県では、各任命権者において「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」等（計画期間：令和3年4月から令和8年3月まで）を定め、女性職員割合及び登用の拡大を進めることとしている。

女性職員の割合拡大のためには、その入り口となる採用の拡大が重要であると考えられる。そのため、大学等が主催する学内説明会や職員ガイダンス、ホームページ等を活用して、女性職員のキャリア支援や子育て支援等、職員が働きやすい職場であることを積極的に広報することにより、さらなる受験者確保に努めていく必要がある。

また、本県では管理職（課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合を令和8年4月1日には26%にする高い目標を掲げ、女性職員の登用の拡大を進めているところである。

女性職員の登用の拡大は、女性の活躍の進捗状況を示す指標でもあることから、引き続き、公正な人事評価を行うとともに性別、職種にとらわれない登用等、意欲と能力のある女性職員の登用に取り組んでいくことが重要である。

(3) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正等

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進、魅力ある職場づくりや多様で有為の人材確保にも資するものである。

本県では、平成31年4月から、職員の勤務時間に関する規則において、時間外勤務命令を行うことができる上限を設定しており、その上限を超えた場合は、各任命権者に事後的な検証を義務付けている。

任命権者においては、毎月、時間外勤務時間が一定時間を超えた職員について、所属長等が事務分担の見直しや部内の応援体制の検討など業務の平準化を行うとともに、一人1台端末の操作時間やタイムカードなどの客観的記録も参考にしながら、過重労働の早期是正に取り組んでいる。

また令和3年度は、令和2年度に続き主に新型コロナウイルス感染症への対応で年720時間を超える時間外勤務が見受けられたが、全庁的な応援体制の拡充や保健師の増員による保健所の体制強化、一部の保健所業務の

本庁集約、外部委託化などによる時間外勤務縮減の取組が見られた。

職員の心身の健康保持や公務能率の向上のため、引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持し、各職場におけるマネジメント強化や緊急性・重要性の高い業務への機動的な人員配置等により、職員の時間外勤務の縮減を推進していく必要がある。

教職員については、令和2年度から令和3年度にかけて、働き方改革のモデル校を指定し、教材の共有化や完全退勤時間の設定、部活動への複数顧問の配置などに取り組み、時間外勤務の縮減を進めてきた。現在、これらの取組を県内全校に広げ働き方改革を推進するとともに、部活動指導の地域への一部移行など、教員負担を減らす体制構築に向けての検討も行っているところである。こうした取組などを引き続き進め、教職員の長時間労働の是正に向け、学校、市町村教育委員会及び県教育委員会が相互に連携して、学校における働き方改革を推進していくことが重要である。

イ テレワーク等の柔軟な働き方への対応

本県は、テレワーク、時差出勤、休憩時間の選択等の柔軟な働き方が可能となる制度を整備してきたところであるが、これらの制度は、育児、介護等のために時間の制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものである。

このため、引き続き利用状況の検証等を行い、更なる制度の整備及び利用の促進を図る必要がある。

また、人事院においても、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の在り方等について引き続き検討を行うこととしており、その状況を注視していく必要がある。

ウ 健康づくりの推進

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加していく状況も踏まえつつ、引き続き健康診断の着実な実施とともに、健康診断後の事後措置の徹底など健康管理体制を充実していく必要がある。

また、各任命権者では、メンタルヘルス対策として、研修会の開催やカウンセリング専門機関などによる各種相談制度、ストレスチェックの分析結果の活用、職場復帰支援制度の実施などに取り組んでいるほか、特に、過重労働に係る健康障害防止のために過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら、依然としてメンタル疾患による長期病休者数が多いことから、より相談しやすい体制となるよう、夜間相談におけるオンラインの活用など相談体制の拡充にも取り組んでいるところである。引き続き、職員の

心の健康づくりの推進に努めていく必要がある。

また、心の不調を早期に発見し適切に対処できるよう、相談しやすい職場環境づくりに引き続き取り組むとともに、職員の円滑な職場復帰支援や再発防止に向けたフォローアップの充実に努めていく必要がある。

エ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立を図るため、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

このような中、育児等を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、本年10月1日には、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数の制限の緩和等がなされたほか、本県においても、男性職員の育児参加休暇や短期不妊治療休暇の拡充等を行ってきたところである。

各任命権者においては、各種制度が広く職員に活用されるよう、ガイドブックによる周知等の様々な取組が行われているところであり、知事部局等においては、令和3年度の育児休業の取得率が、女性は99.0%、男性は59.4%に至るなど、着実に成果を挙げているが、より一層の利用促進を図るなど、引き続き職員に対する周知、啓発等に取り組む必要がある。

また、人事院は、定年が65歳に引き上げられることなどを踏まえ、介護休暇や自己啓発等休業制度等についても必要な調査研究を行うとしており、その状況を注視していく必要がある。

オ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものである。

各任命権者においては、管理職員等への研修の実施、相談窓口の設置など、ハラスメントの防止等に係る様々な取組がなされているところである。

しかしながら、本委員会の苦情相談窓口へ寄せられる相談のうち、ハラスメント等に係る相談は近年増加傾向にある。職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境を実現するために、引き続きハラスメントの防止等に係る取組を進める必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者として、高い倫理観を持つことが常に求められており、本委員会でも、この旨をかねてから報告し、公務員倫理の徹底を促してきたところである。

しかしながら、一部の職員によるわいせつ行為、飲酒運転等の法令遵守意識に欠ける事案が引き続き見られ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念される。

また、個人情報保護の意識が高まる中、対策や取扱いの見直し等が行われているものの、業務の電子化の進展等に伴い、保有個人情報の漏えい等の事案も発生している。

県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、改めて公務員倫理の徹底を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあつては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)を次のとおり改正するよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分(再任用職員にあつては、0.5月分)とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分(再任用職員にあつては、0.6月分)とすること。

(ウ) 医療大学の学長の職にある職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分(再任用職員にあつては、0.575月分)とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.475月分)とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.575月分)とすること。

(ウ) 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
再	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
任	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
用	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
職	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
員	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
外	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
の	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
職	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
員	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600	381,500						
95		295,200	343,100	381,900						
96		295,600	343,500	382,300						
97		295,800	343,700	382,600						
98		296,100	344,100	383,100						
99		296,500	344,500	383,500						
100		296,900	344,800	383,900						
101		297,100	345,100	384,200						
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の2並びに付則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500

	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
再	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
任	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
用	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
職	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
員	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
以	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
外	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
の	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
職	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
員	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130			376,200			
131			376,700			
132			377,200			
133			377,500			
134			378,000			
135			378,400			
136			378,800			

	137			379,100						
	138			379,600						
	139			380,100						
	140			380,600						
	141			380,900						
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

- 備考 1 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

海事職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900	416,400
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100	418,900
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200	421,500
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600	424,000
	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500	426,200
	6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500	428,600
	7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500	431,000
	8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300	433,400
	9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900	435,100
	10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600	437,200
	11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100	439,400
	12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600
	13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300
	14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500
	15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500	447,600
	16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800
	17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900
	18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200
	19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500
	20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700
	21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900
	22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700
	23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400
	24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100
	25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500
	26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800
	27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900	470,000
	28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600	471,100
	29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200
	30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200	473,200
	31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700	474,200
	32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300	475,400
	33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800	475,700
	34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100	476,700
	35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400	477,800
	36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600	478,900
	37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800	479,800
	38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800	480,700
	39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800	481,600
	40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800	482,500

	41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200	483,300
	42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800	484,000
	43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500	484,700
	44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200	487,700
	49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600	491,300
再	56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200	491,900
任	57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300	
	59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000	
用	60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700	
	61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100	
職	62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400	
	63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700	
員	64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800	
以	68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300	
の	70			369,600	422,000	449,600	
	71			370,000	422,600	449,900	
職	72			370,300	423,200	450,100	
	73			370,800	423,700	450,300	
員	74			371,000	424,300		
	75			371,500	424,800		
	76			371,900	425,400		
	77			372,200	425,900		
	78			372,700	426,500		
	79			373,200	427,200		
	80			373,700	427,800		
	81			374,200	428,100		
	82			374,600	428,700		
	83			375,100	429,400		
	84			375,600	430,000		
	85			376,000	430,400		
	86			376,500	430,900		
	87			376,900	431,600		
	88			377,400	432,300		

	89			377,900	432,500		
	90			378,400			
	91			378,900			
	92			379,400			
	93			379,700			
	94			380,100			
	95			380,600			
	96			381,000			
	97			381,500			
	98			381,800			
	99			382,300			
	100			382,700			
	101			383,300			
再任用 職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	220,100	281,000	327,600	406,000
	2	222,400	284,000	330,500	408,300
	3	224,600	286,800	333,500	410,700
	4	226,800	289,600	336,500	413,200
	5	228,900	292,200	339,700	415,300
	6	231,000	294,600	342,100	417,800
	7	233,200	296,800	344,700	420,000
	8	235,300	299,100	347,100	422,500
	9	237,600	301,600	349,800	424,200
	10	240,000	304,000	352,500	426,700
	11	242,400	306,400	355,200	429,000
	12	244,800	308,900	358,200	431,300
	13	246,900	311,200	361,000	432,700
	14	249,300	313,200	362,900	434,900
	15	251,700	315,200	365,100	437,100
	16	254,100	316,900	367,600	439,400
	17	256,100	319,100	369,600	441,500
	18	259,200	320,900	371,800	443,900
	19	262,300	322,900	373,900	446,200
	20	265,400	324,600	375,800	448,600
	21	268,300	326,300	377,600	450,700
	22	271,300	328,700	379,400	453,000
	23	274,200	330,900	380,900	455,400
	24	277,100	333,300	382,100	457,700
	25	279,700	335,300	383,500	459,700
	26	282,300	337,300	385,300	461,900
	27	284,800	339,400	387,100	464,000
	28	287,400	341,800	389,000	466,200
	29	290,000	344,000	390,900	468,300
	30	292,300	346,100	392,600	470,600
	31	294,500	348,000	394,300	472,800
	32	296,800	349,800	396,000	474,900
	33	299,000	351,700	397,600	476,800
	34	301,200	353,600	399,400	478,900
	35	303,700	355,300	400,900	481,200
	36	305,900	356,800	402,700	483,400
	37	308,400	358,400	403,800	485,500
	38	309,700	360,400	405,400	487,500
	39	311,400	362,500	406,900	489,400
	40	312,800	364,400	408,400	491,300

	41	314,500	366,300	409,300	493,300
	42	315,000	368,200	410,900	495,200
	43	315,500	370,000	412,400	496,900
	44	316,000	371,800	414,000	498,800
	45	316,800	373,600	415,300	500,700
	46	317,800	375,400	416,900	502,500
	47	318,600	376,900	418,300	504,300
	48	319,600	378,700	419,900	506,200
	49	320,400	380,200	421,300	507,900
	50	321,300	381,800	422,600	509,600
	51	322,100	383,400	423,900	511,400
	52	322,900	385,100	425,200	513,300
	53	324,000	386,200	425,900	514,900
	54	324,800	387,700	426,900	516,500
再	55	325,500	389,100	427,800	518,200
任	56	326,300	390,700	428,700	519,800
	57	326,800	392,000	429,600	521,400
用	58	327,500	393,400	430,500	522,700
職	59	328,400	394,700	431,400	524,000
員	60	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
以	65	334,100	402,900	437,100	530,000
外	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
の	70	338,700	408,000	442,000	534,400
職	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
員	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
	80	347,800	414,600	450,300	
	81	348,800	414,900	451,100	
	82	349,800	415,200	451,800	
	83	350,800	415,400	452,100	
	84	351,800	415,700	452,700	
	85	352,400	416,000	453,100	
	86	353,000	416,300	453,400	
	87	353,600	416,600	453,700	
	88	354,200	416,900	454,000	

89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		
91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
特			965,000	
再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみ適用する。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	

	41	236,800	290,600	352,400	404,800
	42	238,500	292,700	354,500	406,200
	43	240,100	294,700	356,400	407,500
	44	241,700	296,900	358,500	409,000
	45	242,900	298,900	360,300	410,600
	46	244,200	301,300	362,300	411,900
	47	245,500	303,500	364,200	413,400
	48	246,600	306,100	366,200	415,000
	49	247,900	308,300	367,800	416,700
	50	249,300	310,700	369,600	418,100
	51	250,500	313,000	371,500	419,700
	52	251,900	315,200	373,500	421,200
	53	253,000	317,300	375,300	422,900
	54	254,200	319,100	377,100	424,400
再	55	255,500	320,700	378,900	426,000
任	56	256,500	322,300	380,600	427,600
用	57	257,800	324,200	382,100	429,100
職	58	258,500	326,300	383,700	430,600
員	59	259,600	328,400	385,400	431,800
以	60	260,600	330,400	387,100	433,000
外	61	261,700	332,500	388,300	434,200
の	62	262,600	334,600	389,700	435,500
職	63	263,700	336,800	391,100	436,800
員	64	264,500	339,000	392,400	438,000
	65	265,800	340,700	393,800	439,200
	66	267,200	342,900	395,000	440,400
	67	268,600	344,900	396,400	441,600
	68	270,200	347,100	397,800	442,800
	69	271,500	348,900	399,100	444,000
	70	272,800	350,800	400,400	445,200
	71	274,100	352,800	401,800	446,400
	72	275,400	354,800	403,100	447,600
	73	276,400	356,400	404,400	448,700
	74	277,600	358,300	405,800	449,300
	75	278,900	360,100	407,200	449,800
	76	279,900	362,000	408,500	450,300
	77	280,800	363,800	409,700	450,800
	78	281,800	365,500	410,900	
	79	282,800	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	

89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	

	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	

	41	235,800	266,600	351,300	374,000
	42	237,500	268,900	353,100	375,400
	43	239,100	271,100	354,700	376,800
	44	240,700	273,200	356,400	378,300
	45	242,300	275,300	358,200	379,700
	46	243,800	277,500	359,900	381,300
	47	245,100	279,600	361,200	382,900
	48	246,400	281,500	362,800	384,400
	49	247,500	283,800	364,000	385,800
	50	248,800	285,500	365,500	387,300
	51	250,200	287,400	367,100	388,800
	52	251,300	289,200	368,700	390,200
	53	252,400	290,600	370,100	391,400
	54	253,800	292,700	371,600	392,700
	55	254,800	294,700	373,100	393,800
再	56	255,800	296,900	374,600	394,900
任	57	257,000	298,900	376,100	396,300
用	58	258,000	301,300	377,500	397,500
職	59	259,100	303,500	378,900	398,700
員	60	260,100	306,100	380,200	400,000
	61	261,300	308,300	381,100	401,200
	62	262,000	310,700	382,300	402,200
	63	262,900	313,000	383,500	403,600
	64	263,500	315,200	384,600	404,900
	65	264,500	317,300	385,500	406,100
	66	265,900	319,100	386,700	407,200
	67	267,000	320,700	387,700	408,400
	68	268,300	322,300	388,800	409,500
	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
	73	274,800	332,500	394,300	414,700
	74	275,800	334,600	395,400	415,500
	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700
	77	279,200	340,700	398,500	417,000
	78	280,200	342,600	399,400	417,400
	79	281,400	344,300	400,400	417,800
	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000

89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		

	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000

	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
再	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
任	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
用	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
職	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
員	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
以	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
外	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
の	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
職	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
員	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700

	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
再	54	386,300	458,800	510,200	561,900
任	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
用	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
職	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
員	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
以	65	393,300	469,000	520,500	571,600
外	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
の	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
職	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
員	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000

	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
再	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
任	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
用	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
職	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
員	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
以	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
外	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
の	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
職	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
員	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			

	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600

	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
再	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
任	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
用	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
職	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
員	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
以	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
外	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
の	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
職	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
員	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600
	37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000
	38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200
	39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400
	40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500

	41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600
	42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800
	43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000
	44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100
	45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800
	46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500
	47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200
	48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900
	49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500
	50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100
	51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600
	52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000
	53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400
	54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700
	55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000
再	56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300
任	57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600
	58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900
用	59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200
	60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500
職	61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800
	62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100
員	63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400
	64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700
以	65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000
	66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300
外	67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600
	68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900
の	69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100
	70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400
職	71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700
	72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000
員	73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200
	74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500
	75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800
	76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000
	77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200
	78	251,800	315,700	341,400	386,000	
	79	252,700	316,400	341,900	386,500	
	80	253,500	317,100	342,300	387,100	
	81	254,400	317,400	342,500	387,600	
	82	255,000	317,700	342,800	388,000	
	83	255,800	318,300	343,300	388,400	
	84	256,600	318,600	343,700	388,800	
	85	257,200	319,000	344,000	389,000	
	86	258,000	319,300	344,300	389,200	
	87	258,700	319,700	344,800	389,500	
	88	259,600	320,000	345,200	389,800	

89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			

	137	279,800				
	138	280,100				
	139	280,400				
	140	280,700				
	141	280,900				
	142	281,100				
	143	281,300				
	144	281,600				
	145	282,000				
	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第3

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

資 料 編

目 次

1 職員給与関係資料	1
第 1 表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	2
第 2 表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第 3 表 給料表別平均給与月額	3
第 4 表 職員別平均給与月額	4
第 5 表 扶養に関する調	5
その 1 職員別扶養手当支給状況	5
その 2 職員別扶養親族数	5
第 6 表 住居に関する調	6
その 1 職員別住居手当支給状況	6
その 2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額	6
その 3 住居区分別、職員別、住居手当額別人員	7
その 4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比	8
第 7 表 通勤に関する調	9
その 1 職員別通勤手当支給状況	9
その 2 通勤方法別、職員別人員及び構成比	9
その 3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比	10
その 4 交通機関等利用者の 1 か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比 並びに平均負担額	11
第 8 表 給料表別、級別、号給別人員分布	12
その 1 行政職給料表	12
その 2 公安職給料表	15
その 3 海事職給料表	18
その 4 教育職給料表(一)	20
その 5 教育職給料表(二)	23
その 6 教育職給料表(三)	26
その 7 研究職給料表	29
その 8 医療職給料表(一)	31
その 9 医療職給料表(二)	33
その 10 医療職給料表(三)	35
その 11 福祉職給料表	38
その 12 特定任期付職員給料表	41
その 13 第 1 号任期付研究員給料表	41

その14	第2号任期付研究員給料表	41
第9表	給料表別、年齢別人員分布	42
第10表	年齢別人員分布図（行政職）	43
第11表	手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額	44
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	46
その1	常勤職員	46
その2	短時間勤務職員	46
2	民間給与関係資料	47
第13表	産業別、企業規模別調査事業所数	48
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	49
第15表	企業規模別、職種別給与額等	50
その1	給与比較の対象職種	50
その2	給与比較の対象外職種	58
第16表	民間における家族手当の支給状況	60
第17表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	60
その1	在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	60
その2	在宅勤務関連手当の支給の検討状況	60
第18表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	60
第19表	民間における定年制の状況	61
第20表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	61
第21表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	61
3	生計費関係資料	63
第22表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月、水戸市）	63
4	労働経済関係資料	64
第23表	労働経済指標	64
	（参考）技能労務職員関係資料	66
1	技能労務職員給与関係資料	66
第1表	給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	66

第 2 表	給料表別、学歴別、性別人員構成比	66
第 3 表	給料表別平均給与月額	66
第 4 表	扶養に関する調	66
その 1	扶養手当支給状況	66
その 2	扶養親族数	66
第 5 表	住居に関する調	67
その 1	住居手当支給状況	67
その 2	住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額	67
その 3	住居区分別、住居手当額別人員	67
その 4	住居区分別、生計区分別人員及び構成比	67
第 6 表	通勤に関する調	68
その 1	通勤手当支給状況	68
その 2	通勤方法別人員及び構成比	68
その 3	通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比	68
第 7 表	給料表別、級別、号給別人員分布	69
その 1	現業職給料表(一)	69
その 2	現業職給料表(二)	72
第 8 表	手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額	74
2	民間技能労務従業員給与関係資料	75
第 9 表	職種別給与額等	75
第 10 表	民間における特別給の支給状況	75
	(参考) 人事院の報告及び勧告	76

1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和4年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、令和4年4月1日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

ア 調査日付で退職した職員

イ 休職中の職員

(専従休職中及び停職中の職員を含む。)

ウ 海外派遣職員

(「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者)

エ 育児休業中の職員

オ 無給休暇中の職員

カ 大学院修学休業中の職員

キ 公益的法人等派遣職員

(「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者)

ク 再任用職員

ケ 非常勤職員及び臨時的に任用されている職員

(3) 集 計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	30,752人	41.6歳	19.2年
行政職給料表	6,022	42.0	20.4
公安職給料表	4,739	37.2	18.3
海事職給料表	20	46.3	27.5
教育職給料表(一)	102	49.8	25.6
教育職給料表(二)	5,956	43.9	20.5
教育職給料表(三)	13,126	41.8	18.4
研究職給料表	248	41.2	17.9
医療職給料表(一)	25	43.8	18.7
医療職給料表(二)	253	40.2	16.3
医療職給料表(三)	205	41.8	18.9
福祉職給料表	43	38.3	15.5
特定任期付職員給料表	9	55.1	-
第1号任期付研究員給料表	1	X	X
第2号任期付研究員給料表	3	45.7	-

(注) 「X」の箇所については、職員数が1人であるため、記載しない(第2表、第3表及び第11表について同じ。)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	81.2%	5.8%	13.0%	0.0%	56.5%	43.5%
行政職給料表	52.4	13.0	34.6	0.0	63.8	36.2
公安職給料表	59.1	3.2	37.7	-	88.4	11.6
海事職給料表	5.0	10.0	85.0	-	100.0	-
教育職給料表(一)	81.4	18.6	-	-	52.9	47.1
教育職給料表(二)	95.7	2.8	1.4	-	54.9	45.1
教育職給料表(三)	96.0	3.9	0.0	-	43.1	56.9
研究職給料表	96.4	0.8	2.8	-	73.0	27.0
医療職給料表(一)	100.0	-	-	-	60.0	40.0
医療職給料表(二)	88.5	11.5	-	-	42.3	57.7
医療職給料表(三)	44.9	54.6	0.5	-	4.9	95.1
福祉職給料表	79.1	18.6	2.3	-	51.2	48.8
特定任期付職員給料表	88.9	-	11.1	-	100.0	-
第1号任期付研究員給料表	X	X	X	X	X	X
第2号任期付研究員給料表	100.0	-	-	-	100.0	-

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全給料表	348,039 円	21,744 円	4,941 円	7,604 円	5,788 円	347 円	388,463 円
行政職給料表	326,193	20,881	7,919	7,797	6,221	130	369,141
公安職給料表	325,155	20,467	2,365	12,065	5,648	880	366,580
海事職給料表	380,485	23,999	0	19,500	5,725	0	429,709
教育職給料表(一)	436,961	27,363	10,266	8,828	6,125	3,615	493,158
教育職給料表(二)	376,439	23,228	2,776	8,065	6,414	0	416,922
教育職給料表(三)	353,319	21,838	5,486	5,764	5,316	24	391,747
研究職給料表	339,848	21,176	5,723	7,355	8,324	0	382,426
医療職給料表(一)	447,058	79,722	48,884	2,320	8,516	202,168	788,668
医療職給料表(二)	325,276	20,040	2,494	6,237	6,488	0	360,535
医療職給料表(三)	330,013	20,118	894	4,393	4,331	0	359,749
福祉職給料表	319,260	19,652	0	8,279	5,630	0	352,821
特定任期付職員給料表	577,778	34,667	0	0	0	0	612,445
第1号任期付研究員給料表	X	X	X	X	X	X	X
第2号任期付研究員給料表	331,000	19,860	0	0	0	0	350,860

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等を含む(第4表について同じ)。

第4表 職員別平均給与月額

職員の区分 区分		全職員	一般職員	うち行政職員	警察職員	教育職員
		円	円	円	円	円
令 4 ・ 4 ・ 1	給料	348,039	327,671	331,699	325,155	360,942
	地域手当	21,744	21,073	21,269	20,467	22,299
	管理職手当	4,941	7,489	8,270	2,365	4,670
	扶養手当	7,604	7,623	8,127	12,065	6,495
	住居手当	5,788	6,242	6,261	5,648	5,661
	その他	347	855	135	880	35
	計	388,463	370,953	375,761	366,580	400,102
令 3 ・ 4 ・ 1	給料	350,106	329,933	333,639	324,390	363,578
	地域手当	21,870	21,228	21,401	20,398	22,459
	管理職手当	4,959	7,517	8,184	2,368	4,685
	扶養手当	7,717	7,850	8,318	11,808	6,666
	住居手当	5,543	6,078	6,089	5,617	5,334
	その他	362	911	132	927	29
	計	390,557	373,517	377,763	365,508	402,751

(注) 職員別の区分は、次による（第5表、第6表及び第7表について同じ）。

- 1 一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員
- 2 行政職員：行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員
- 3 警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員
- 4 教育職員：教育職給料表（一）～（三）の適用を受ける職員

第5表 扶養に関する調

その1 職員別扶養手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	11,207	19,545	30,752	7,604	20,864
一般職員	2,587	4,242	6,829	7,623	20,124
警察職員	2,551	2,188	4,739	12,065	22,414
教育職員	6,069	13,115	19,184	6,495	20,529

その2 職員別扶養親族数

区分 職員の区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	4,771	17,301	694	22,766	0.7	2.0
一般職員	1,119	3,729	203	5,051	0.7	2.0
警察職員	1,602	4,255	47	5,904	1.2	2.3
教育職員	2,050	9,317	444	11,811	0.6	1.9

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 住居に関する調

その1 職員別住居手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	7,105	23,647	30,752	5,787	25,049
一般職員	1,712	5,117	6,829	6,242	24,897
警察職員	1,076	3,663	4,739	5,642	24,848
教育職員	4,317	14,867	19,184	5,661	25,159

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

配偶者等の居住する住居	受給人員	受給者1人当たり平均受給月額
	2	14,000

(注) 「配偶者等」とは単身赴任手当受給職員の配偶者等をいう。

その2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
賃貸住宅	公営住宅	15	22,033	7	19,971	1	6,500	7	26,314
	民間借家	7,090	25,055	1,705	24,918	1,075	24,865	4,310	25,157
	計	7,105	25,049	1,712	24,897	1,076	24,848	4,317	25,159

(注) 住居手当受給者の職員が居住する住居についての状況である。

その3 住居区分別、職員別、住居手当額別人員

区分		住居手当額			
		11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公 営 住 宅	全職員	1人	11人	3人	15人
	一般職員	0	7	0	7
	警察職員	1	0	0	1
	教育職員	0	4	3	7
民 間 借 家	全職員	18	4,601	2,471	7,090
	一般職員	6	1,061	638	1,705
	警察職員	1	752	322	1,075
	教育職員	11	2,788	1,511	4,310
計	全職員	19	4,612	2,474	7,105
	一般職員	6	1,068	638	1,712
	警察職員	2	752	322	1,076
	教育職員	11	2,792	1,514	4,317
構 成 比	全職員	0.3%	64.9%	34.8%	100.0%
	一般職員	0.4	62.4	37.3	100.0
	警察職員	0.2	69.9	29.9	100.0
	教育職員	0.3	64.7	35.1	100.0

- (注) 1 主たる生計維持者である職員が居住する住居についての状況である。
 2 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は2人（受給者1人当たり平均受給月額7,000円）である。
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

その4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	9,388 ^人	30.5 [%]	2,326 ^人	34.1 [%]	1,799 ^人	38.0 [%]	5,263 ^人	27.4 [%]
	その他	11,765	38.3	2,373	34.7	745	15.7	8,647	45.1
	小計	21,153	68.8	4,699	68.8	2,544	53.7	13,910	72.5
公舎等	主たる生計維持者	1,117	3.6	84	1.2	1,001	21.1	32	0.2
	その他	55	0.2	20	0.3	19	0.4	16	0.1
	小計	1,172	3.8	104	1.5	1,020	21.5	48	0.3
公営住宅	主たる生計維持者	15	0.0	7	0.1	1	0.0	7	0.0
	その他	21	0.1	8	0.1	1	0.0	12	0.1
	小計	36	0.1	15	0.2	2	0.0	19	0.1
民間借家	主たる生計維持者	7,090	23.1	1,705	25.0	1,075	22.7	4,310	22.5
	その他	1,301	4.2	306	4.5	98	2.1	897	4.7
	小計	8,391	27.3	2,011	29.4	1,173	24.8	5,207	27.1
計	主たる生計維持者	17,610	57.3	4,122	60.4	3,876	81.8	9,612	50.1
	その他	13,142	42.7	2,707	39.6	863	18.2	9,572	49.9
	合計	30,752	100.0	6,829	100.0	4,739	100.0	19,184	100.0

(注) 1 職員が居住する住居についての状況である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

第7表 通勤に関する調

その1 職員別通勤手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	28,001 ^人	2,751 ^人	30,752 ^人	11,138 ^円	12,232 ^円
一般職員	5,976	853	6,829	14,082	16,092
警察職員	3,826	913	4,739	11,065	13,705
教育職員	18,199	985	19,184	10,108	10,655

その2 通勤方法別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
徒歩		973 ^人	3.2 [%]	446 ^人	6.5 [%]	431 ^人	9.1 [%]	96 ^人	0.5 [%]
交通機関等利用		596	1.9	424	6.2	72	1.5	100	0.5
交通 用具 使用	自転車	590	1.9	317	4.6	210	4.4	63	0.3
	原動機付自転車	79	0.3	20	0.3	51	1.1	8	0.0
	自動車	28,339	92.2	5,516	80.8	3,956	83.5	18,867	98.3
	小計	29,008	94.3	5,853	85.7	4,217	89.0	18,938	98.7
交通 機関 等と 交通 用具 併用	交通機関等と 自転車	63	0.2	36	0.5	9	0.2	18	0.1
	交通機関等と 原動機付自転車	10	0.0	5	0.1	1	0.0	4	0.0
	交通機関等と 自動車	102	0.3	65	1.0	9	0.2	28	0.1
	小計	175	0.6	106	1.6	19	0.4	50	0.3
計		30,752	100.0	6,829	100.0	4,739	100.0	19,184	100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

その3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比

区分		通勤距離		2 km	2 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km	70km	80km											
		人	員	未満	以上 10km 未満	以上 20km 未満	以上 30km 未満	以上 40km 未満	以上 50km 未満	以上 60km 未満	以上 70km 未満	以上 80km 未満	以上											
徒 歩	全職員	973	人	97.2	%	2.7	%	0.1	%		%		%											
	一般職員	446		95.3		4.7																		
	警察職員	431		98.8		1.2																		
	教育職員	96		99.0			1.0																	
交通 機関 等 利用	全職員	596				38.9		17.4		8.6		9.4		5.9		10.6		6.2		1.2		1.8		
	一般職員	424				42.7		15.6		8.7		8.0		5.2		10.8		5.7		1.4		1.9		
	警察職員	72				31.9		20.8		6.9		11.1		4.2		8.3		15.3				1.4		
	教育職員	100				28.0		23.0		9.0		14.0		10.0		11.0		2.0		1.0		2.0		
交通 用具 使用	自 転 車	全職員	590		37.3		61.0		1.5		0.2													
		一般職員	317		42.0		58.0																	
		警察職員	210		31.4		66.2		1.9		0.5													
		教育職員	63		33.3		58.7		7.9															
	原 動 機 付 自 転 車	全職員	79		6.3		68.4		20.3		5.1													
		一般職員	20		5.0		70.0		20.0		5.0													
		警察職員	51		7.8		62.7		23.5		5.9													
		教育職員	8				100.0																	
	自 動 車	全職員	28,339		4.5		37.4		33.1		14.4		5.1		2.5		1.7		0.8		0.3		0.1	
		一般職員	5,516		4.0		32.9		26.4		15.4		8.1		5.5		4.6		2.2		0.7		0.3	
		警察職員	3,956		9.7		30.6		25.9		18.4		6.7		4.5		2.3		1.3		0.4		0.1	
		教育職員	18,867		3.5		40.2		36.5		13.3		3.8		1.3		0.8		0.3		0.2		0.1	
交通 用具 等 併 用	全職員	175				2.9		11.4		12.6		16.6		18.9		13.7		12.0		6.3		5.7		
	一般職員	106				2.8		12.3		10.4		15.1		12.3		16.0		17.0		7.5		6.6		
	警察職員	19				5.3		15.8		21.1		21.1		10.5		10.5		10.5		5.3				
	教育職員	50				2.0		8.0		14.0		18.0		36.0		10.0		2.0		4.0		6.0		
計	全職員	30,752		7.9		36.7		31.0		13.6		5.0		2.6		1.9		1.0		0.3		0.2		
	一般職員	6,829		11.4		32.5		22.5		13.1		7.3		4.9		4.6		2.4		0.7		0.4		
	警察職員	4,739		18.6		29.7		22.4		15.6		5.9		3.9		2.1		1.4		0.4		0.1		
	教育職員	19,184		4.1		39.9		36.1		13.2		3.9		1.4		0.8		0.4		0.2		0.1		

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比並びに平均負担額

職員の区分 区分	全 職 員		一 般 職 員		警 察 職 員		教 育 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
10,000円以下	146 ^人	18.9 [%]	89 ^人	16.8 [%]	31 ^人	34.1 [%]	26 ^人	17.3 [%]
10,001円以上 20,000円以下	299	38.8	208	39.2	29	31.9	62	41.3
20,001円以上 30,000円以下	150	19.5	105	19.8	11	12.1	34	22.7
30,001円以上 40,000円以下	105	13.6	80	15.1	9	9.9	16	10.7
40,001円以上 50,000円以下	56	7.3	37	7.0	9	9.9	10	6.7
50,001円以上 55,000円以下	11	1.4	8	1.5	2	2.2	1	0.7
55,001円以上	4	0.5	3	0.6	-	-	1	0.7
計	771	100.0	530	100.0	91	100.0	150	100.0
1人当たりの 負 担 額	円 20,691		円 21,182		円 18,743		円 20,141	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第8表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	1人	人	1人	人	人
2									
3									1
4									
5		1							
6		1							
7		1							
8		1							
9	25	110							
10		9							
11		7	1						
12		6	2						1
13	34	104	5						5
14	2	9	6						7
15	3	9	53						5
16	1	7	12						1
17	50	105	18	1					2
18	1	16	10						1
19	2	10	64						
20		18	19						
21	40	93	21					2	1
22	5	20	6						
23	4	15	40	1					
24	3	16	29	2				1	
25	43	94	23					1	
26	5	23	16	1				1	
27	4	17	46	4				5	
28	2	5	14					1	
29	147	21	31	2				11	
30	9	9	20	4				7	
31	6	2	31	10			2	5	
32	4	3	13	3			4	9	1
33	123	11	15	8			4	3	
34	5	6	14	10			12	2	
35	10	6	34	17			39		
36	8	2	27	13			20		
37	141	10	23	6	1		15		
38	8	3	17	6			13		
39	4	2	29	9	1	1	17		
40	5	3	13	9	1		10		
41	6	12	22	8			13		
42		2	10	3		2	11		
43	4	9	16	6			13		
44	1		18	11	1		18		
45	4	4	24	15	2	1	13		
46			9	14	2	2	1		
47		1	26	10	1	4	12		
48			17	15	2		9		
49	2	2	22	21	1	4	9		
50			10	14	1	8	5		
51			9	26	4	42	2		
52			15	13	3	26	6		
53	2		12	35		36	2		
54			8	27	2	26	2		
55			10	24	2	45	2		
56	1		16	17	8	21	3		
57	5		19	26	5	31	7		
58	1		12	37	4	39	1		
59			14	22	5	56	1		
60		1	10	32	6	18	4		

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	人	人	7 人	26 人	5 人	35 人	9 人	人	人
62			6	17	11	22			
63			7	22	5	44			
64	1		7	18	7	17			
65			9	23	11	25			
66		1	5	26	8	26			
67			4	30	6	43			
68			7	22	21	22			
69			5	23	9	11			
70			5	27	14	15			
71			8	20	4	15			
72			1	18	13	20			
73	1		7	24	2	20			
74			2	17	17	17			
75			1	26	14	28			
76	1		1	19	12	26			
77			3	32	4	20			
78			2	23	15	33			
79			2	21	12	25			
80			6	24	6	20			
81	1		2	22	6	24			
82			5	13	5	33			
83			1	20	48	22			
84			3	28	18	28			
85	1		3	17	16	255			
86			3	11	9				
87			4	15	23				
88				11	6				
89	1		5	18	8				
90			3	13	1				
91			1	16	7				
92			2	13	5				
93	10	1		5	10				
94			1	5					
95			3	9					
96			1	14					
97			3	7					
98				6					
99			3	9					
100			2	13					
101			1	174					
102			1						
103			4						
104			1						
105									
106			1						
107									
108			1						
109			2						
110			2						
111			5						
112			3						
113			15						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
122									
123									
124									
125									
計	736	808	1,127	1,379	411	1,208	280	48	25
職員総数								6,022 人	

その2 公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	55								
10									
11	9	2							
12	4								
13	42	51	5	1					
14		1							
15	9	13	3	2					
16	3	5		1	1				
17	53	50	9	18					
18		1	1	3	1				
19	6	14	4	12	3				
20	5	2	1	2	1				
21	2	97	23	27	1				
22		9	3	8	5				
23		26	12	24	7	1			
24		9	1	5	3				
25	66	95	56	28	2	1			
26		11	3	12	2				
27		24	23	31	8				
28	3	6	10	8	6	1	1		
29	2	78	58	38	3				
30		8	13	14	10				
31		28	45	30	12	3	1		1
32	1	4	3	13	10		1		9
33	4	80	33	49	12	2			2
34		7	13	15	10	3			2
35	2	30	24	41	10	3			2
36		6	14	14	14	1	2		3
37	2	15	16	39	11	1	1		2
38		12	12	15	19		3		1
39		8	24	37	14	2	1		2
40	1	5	11	16	21	1	5	1	
41	1	7	26	47	7	1	1		
42		9	6	12	20	2	1		
43		2	17	39	12		2		
44		4	5	23	22		4		2
45	1	4	21	47	11	1			3
46		1	10	23	12	1	5	2	
47			13	32	18		2	8	
48		1	6	19	22	3	2	2	
49	2		17	44	18			2	
50		1	4	31	22	1	8	13	
51			14	39	8		1	5	
52			8	23	22	2	8	6	
53	1		11	25	12	1		3	
54	1		5	20	20	1	7	10	
55			7	24	11		6	5	
56	1		3	23	19	3	15	2	
57		1	7	22	7		8	1	
58			2	19	22	1	11	2	
59				21	14		5		
60			4	18	13	4	6		

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	人	人	2 人	14 人	15 人	1 人	2 人	45 人	人
62				29	25	3	2		
63			1	15	8	3	5		
64			1	22	18	4	6		
65	1		2	19	5		7		
66				19	13	2	10		
67			1	19	7	1	4		
68				19	17	2	4		
69				18	18	1	3		
70				19	11		7		
71				15	6	3	2		
72				18	16	1	3		
73			1	12	14		3		
74				23	19		4		
75				12	4		2		
76				12	12	1	4		
77				15	10	2	7		
78				14	14	1	5		
79				7	1		3		
80			1	12	9	4	4		
81				8	6	1			
82				3	9	3	3		
83				7	4	2	3		
84				13	14	2	5		
85			2	10	6	1	29		
86				14	5	2			
87				5	3	4			
88				10	6	4			
89				4	5	14			
90				5	12	7			
91				6	1	6			
92				10	10	3			
93				4	7	38			
94				5	12				
95				1	4				
96				7	10				
97				2	3				
98				9	8				
99				4	5				
100				9	16				
101				6	52				
102				2					
103									
104				4					
105				4					
106				9					
107				2					
108				8					
109				2					
110				6					
111				4					
112				7					
113				4					
114				5					
115				1					
116				5					
117				1					
118				5					
119				3					
120				6					

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	5 人	人	人	人	人	人
122			1	6					
123				2					
124				5					
125				25					
126									
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	277	727	619	1,650	938	158	234	107	29
職員総数								4,739 人	

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 号給	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36						
37			1			
38						
39						
40						
41				1		
42						
43						
44						
45			1			
46						
47						
48				1		
49						
50						
51			2			
52			1			1
53			1			
54						
55				1		
56						
57				1		
58						
59						
60						

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
61 号給	人	人	人	人	人	人
62						
63			1			
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79			1			
80			1			
81			1			
82						
83			1			
84			1			
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			1			
計	0	0	14	5	0	1
職員総数					20 人	

その4 教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		1		
14				
15				
16				
17		1		
18				
19			1	
20				
21				
22				1
23				
24			1	
25			1	
26				
27				
28				
29				
30				
31		1	1	
32				
33	1			
34				
35				1
36				1
37			1	
38				
39				1
40	1		2	2
41			1	
42				
43				
44				
45	2		1	
46				1
47				1
48			1	1
49				
50			1	2
51				3
52				1
53	2			
54				1
55	1		1	1
56	1			1
57	4		1	1
58				1
59				
60	1		1	2

	1級	2級	3級	4級
61 号給	1 人	人	人	1 人
62				1
63	2			
64				1
65				
66		2		
67				
68	1			
69			1	1
70				1
71				1
72	1	1		2
73	1			
74	1		1	2
75				2
76				
77		1	1	3
78	1			
79				
80				
81		2		
82				
83			2	
84				
85		1		
86	1		1	
87		1		
88				
89	1		6	
90	1			
91				
92	1			
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103		1		
104				
105				
106				
107				
108	1			
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

	1級	2級	3級	4級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	26	12	26	38
			職員総数	102 人

その5 教育職給料表(二)

〔 高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、実習助手等の職員に適用 〕

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		60			
6					
7					
8		1			
9		63			
10					
11		6			
12		3			
13		73			
14		1			
15		13			
16		8			
17		92			
18		2			
19		24			
20		7			
21		90			
22		3			
23		24			
24		7			
25	4	103			3
26		2			
27		24			5
28		13			7
29	1	95			10
30		8			14
31	1	34			9
32	2	20			24
33	2	83			3
34	1	8			11
35		42			3
36		14			8
37	1	65			19
38		13			
39	1	33			
40	2	16			
41	2	75			
42		7			
43	2	28			
44	1	17			
45		72			
46		15			
47		41			
48	2	18			
49	1	73			
50	4	19			
51		20			
52	1	20			
53	3	78		1	
54	2	20			
55	4	31			
56	2	19			
57	5	63			
58		14			
59	1	40			
60		24			

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	1 人	72 人			
62	2	16		8	
63		37	1	3	
64		22		6	
65	2	57		31	
66	1	17		19	
67		48		9	
68	3	15	1	4	
69	2	58		23	
70	1	25			
71	1	41		3	
72	2	22		14	
73	3	49		17	
74	1	20		7	
75	1	31		4	
76	1	20		7	
77	3	44		31	
78	1	16			
79	2	40			
80	2	30			
81	1	34			
82	2	40			
83	4	37			
84	1	23			
85	3	19			
86	1	26			
87	2	26			
88	1	35			
89	7	34			
90	1	25	1		
91	1	32			
92	1	44			
93		22			
94		24			
95		24			
96	1	17			
97	3	15			
98	4	27	1		
99	2	21			
100		32			
101	1	29			
102	1	20			
103	1	15			
104		39			
105	3	22			
106	1	48			
107	1	24			
108	3	41			
109		33			
110	4	37			
111	4	22			
112		50			
113		10			
114	1	40			
115	2	23			
116	2	55			
117	2	32			
118	3	43			
119	2	25			
120	2	61			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	4 人	31 人	人	人	人
122	1	32			
123	2	22			
124	2	50			
125	4	44			
126	2	56			
127	1	6			
128	1	22			
129	2	31			
130	1	46			
131	1	24			
132	3	31			
133	2	20			
134	1	30			
135	1	34			
136	2	37			
137	4	31			
138		58			
139		49			
140	2	59			
141		61			
142	4	96			
143	4	106			
144		134			
145		652			
146	1				
147	2				
148	1				
149					
150	2				
151	2				
152	1				
153	42				
計	237	5,412	4	187	116
				職員総数	5,956 人

その6 教育職給料表(三)

〔 小学校及び中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭等の職員に適用 〕

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		2			
12					
13					
14					
15					
16					
17		338			
18		1			
19					
20					
21		315			
22					35
23		19			72
24		9			138
25	42	319			23
26		3			49
27	2	44			20
28	2	27			100
29	21	359			25
30		5			28
31	5	44			31
32	2	32			29
33	17	289			3
34		15			28
35	1	54			23
36	1	39			12
37	5	282			52
38	4	21			
39	1	53			
40	4	43			
41	11	266			
42	3	22			
43	3	69			
44	2	34			
45	5	251			
46	2	24			
47	2	77			
48	1	49			
49	3	218	1		
50	1	31	1		
51	1	79			
52	2	47			
53	4	198			
54	3	33			
55	3	80	1		
56		63			
57	5	202			
58	1	37			
59	1	77			
60		55			

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	2 人	164 人	1 人	人	人
62	4	43			
63	3	91			
64	1	41			
65	6	156	1		
66	1	40			
67	2	61			
68	4	60	2		
69	2	121		1	
70		55		1	
71	5	65	1	1	
72	1	57	1	1	
73	1	88		2	
74	1	54			
75	6	79	1	1	
76	3	50		3	
77	2	87		10	
78	3	79		19	
79	2	67	1	18	
80	1	46	1	78	
81	7	88		51	
82	1	82	1	58	
83	2	61		18	
84	4	51	2	91	
85	4	61	1	68	
86	1	60		13	
87	2	44		8	
88	3	53		86	
89	7	55		6	
90	4	52		10	
91		46		1	
92	3	61		81	
93	5	62		144	
94	3	54			
95	5	46			
96	5	40			
97	8	43	1		
98	4	39	2		
99	4	51			
100	3	67	1		
101	6	35	1		
102	3	48	3		
103	4	42			
104	1	57			
105	3	43			
106	3	39			
107	5	45			
108	3	33			
109	5	35			
110	2	44			
111	1	44			
112	3	38			
113	3	46			
114	2	34			
115	1	35			
116	2	55			
117	4	42			
118		49			
119	6	45			
120	2	64			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	3 人	37 人	人	人	人
122	1	55			
123	2	44			
124	1	22			
125	113	26			
126		49			
127		41			
128		50			
129		31			
130		51			
131		36			
132		67			
133		62			
134		83			
135		30			
136		15			
137		25			
138		61			
139		50			
140		70			
141		25			
142		22			
143		43			
144		61			
145		39			
146		33			
147		29			
148		32			
149		44			
150		72			
151		76			
152		135			
153		148			
154		147			
155		186			
156		244			
157		1241			
計	464	11,200	24	770	668
				職員総数	13,126 人

その7 研究職給料表

〔 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は
調査研究の業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8		1			
9		5			
10					
11		1			
12					
13		3			
14					
15					
16					
17		6			
18		1			
19		1			
20					
21		8			
22					
23					
24					
25		5			
26					
27					
28		1	1		
29		8			
30		3	2		
31					
32					1
33		5	2		
34		1			
35					
36		3			
37		1	1		
38		1	1		1
39		1	2		
40			2		
41		4	1		
42		1	2		
43		1	1		
44		2	1		
45		3			
46					
47		1	1	5	
48			1	2	
49		2			
50		2			
51		1	1	3	
52		1	2		
53		1			
54			2		
55		5		5	
56		1	1	1	
57		1	1		
58		3	1	2	
59		4	3	3	
60		3			

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	1 人	2 人	1 人	人
62		1	1	2	
63		3	1	1	
64			2	3	
65		2	1	1	
66		1	2	1	
67		5			
68				1	
69		3	2	1	
70		1	2	2	
71		3	1	1	
72			1		
73				4	
74					
75		2	1		
76			3		
77		1			
78		1	3		
79			1		
80			2		
81		1	1		
82		2			
83			1		
84					
85					
86			3		
87					
88			2		
89			25		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104		1			
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	121	86	39	2
				職員総数	248 人

その8 医療職給料表（一）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3	1		
10				
11				
12				
13	3	1		
14				
15				
16				
17	1	2		
18				
19				
20				
21				
22				1
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			1	
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				10
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	7	0	11
			職員総数	25 人

その9 医療職給料表（二）

〔 病院、保健所等に勤務する薬剤師、
獣医師、栄養士等の職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		4					
6							
7							
8							
9		1	6				
10							
11			1				
12			1				
13		3	2				
14			2				
15							
16			2				
17			4				
18			1				
19		2	1				
20							
21		4	7				
22							
23		2	2				
24							
25		2	3				
26							
27			3				
28			2				
29		3	2				2
30			1				1
31							
32							
33			4			1	
34			2				
35		1					
36			2				
37		1	2				3
38			6	1			1
39			3				
40			2				
41		1	3		1	2	1
42				1	1	1	
43			5		2		
44					1	2	
45			4	2	1	1	
46			2		1		
47		1	3		2	3	1
48			4		1	1	
49	1				2	1	
50			3		1		
51			1		2	1	
52			1		1	1	
53					1	1	
54			1		1		
55			3	4	3	1	
56			2			1	
57		1	2	1	1	2	
58			1		1	3	
59			1	2		1	
60			2				

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	4 人	2 人	2 人	人
62			1				
63			1			1	
64			1	1			
65			1	1			
66	1		1	1		1	
67			1	1	1		
68			1				
69				2			
70				1			
71				2		1	
72				1		2	
73				1		11	
74				2			
75							
76							
77	1			1			
78							
79	1			1			
80							
81							
82							
83				1			
84							
85	1				7		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105				2			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	5	26	106	33	33	41	9
職員総数						253 人	

その10 医療職給料表（三）

〔 病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、
看護師、准看護師等の職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9			1				
10			1				
11			1				
12							
13		2					
14							
15		6	1				
16							
17			3				
18			1				
19		7	3				
20							
21		1	1				
22			1				
23		6	1				
24		1	1				
25		2					
26							
27		4					
28		1	3				
29		2	2				
30							
31		1	1				
32		1	1				
33		2	4				
34			1				
35		1	2				
36			2				
37		1	2	1			
38							1
39							
40							
41			3	1			
42							
43		2	2				
44			3				
45					1		
46						1	
47			1			9	
48							
49						1	
50							
51				1		2	
52			1			1	
53				1		2	
54			1				
55				1			
56			1				
57			1				
58			1	1		1	
59				1			
60			2	2			

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	1 人	3 人	1 人	2 人	人
62							
63			3	2			
64							
65			2	2	1		
66							
67					1	1	
68			1				
69				2		5	
70			1		2		
71			2		1		
72				2	1		
73							
74				1	1		
75							
76			1	1			
77			1				
78			1	1			
79			1	1	1		
80				4			
81			1	1	1		
82							
83			2	2			
84				2			
85							
86			1				
87			1	1			
88				2			
89							
90					1		
91					1		
92			1	1			
93							
94							
95				1	1		
96					1		
97							
98					1		
99					1		
100							
101					13		
102							
103							
104							
105							
106							
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115			1				
116							
117							
118							
119							
120							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	40	70	39	30	25	1
職員総数						205 人	

その11 福祉職給料表

〔 児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、
保育等の業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					
17		2			
18					
19					
20					
21		1			
22		1			
23					
24					
25	3	2			
26					
27					
28					
29	5				
30					
31					
32					
33	4				
34					
35		1			
36					
37					
38					
39				1	
40					
41					
42					
43				1	
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52		1			
53					
54				1	
55					
56					
57					
58					
59					
60					1

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	人
62					
63				1	
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70				1	
71			1	1	
72					
73		1			
74					
75					
76			1		
77					
78		1			
79					
80					
81					
82					
83			1		
84					
85				1	
86					
87					
88					
89					
90					
91				1	
92					
93				7	
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	12	11	6	13	1
				職員総数	43 人

その12 特定任期付職員給料表

〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して
遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

1 号給	人
2	
3	2
4	
5	7
6	
7	
職員総数	9 人

その13 第1号任期付研究員給料表

〔 招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に
従事する職員に適用 〕

1 号給	1 人
2	
3	
4	
5	
6	
職員総数	1 人

その14 第2号任期付研究員給料表

〔 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用 〕

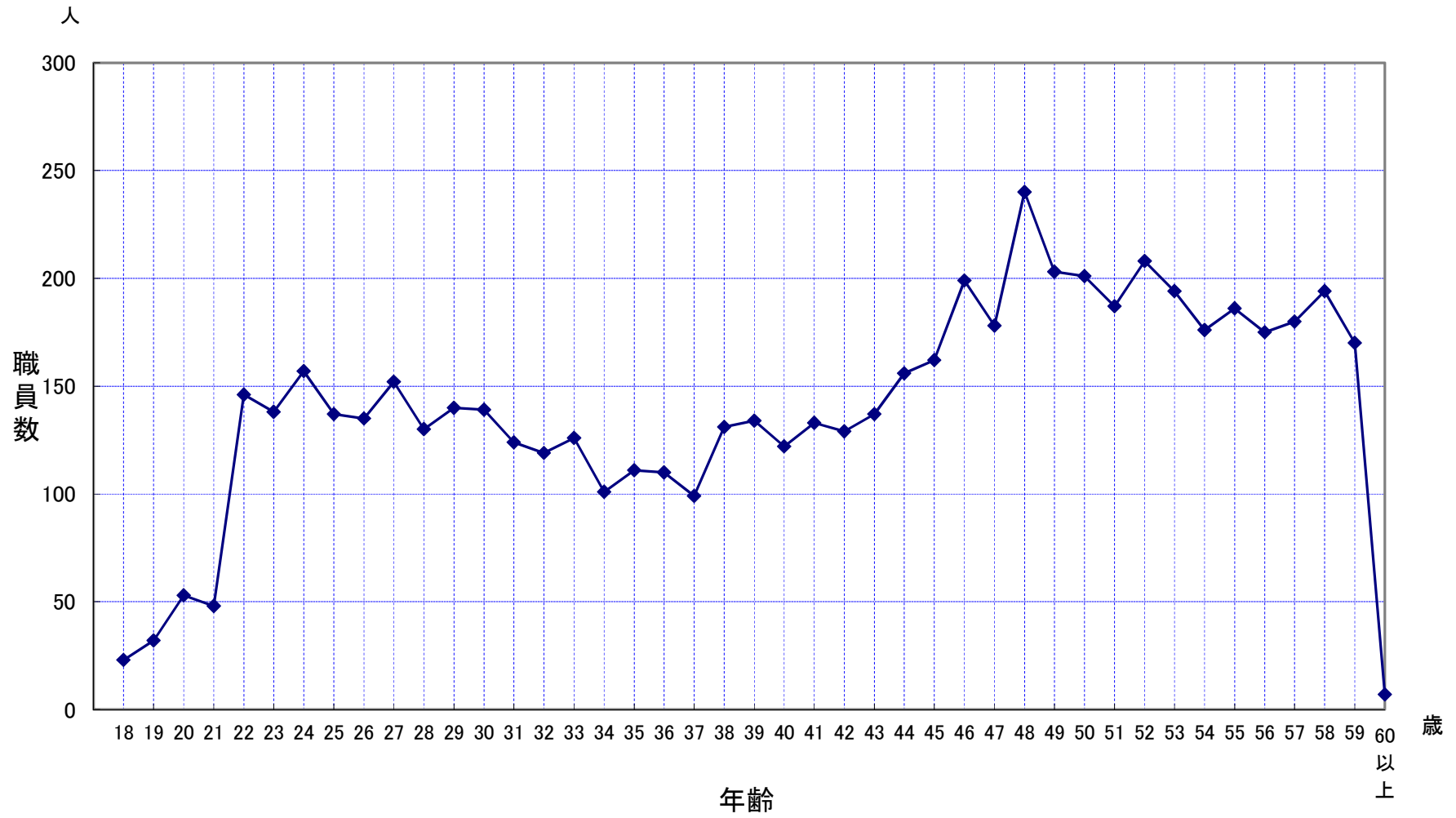
1 号給	3 人
2	
3	
職員総数	3 人

第9表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	職員の区分				
	全職員	うち行政職	うち公安職	うち教育職 (二)	うち教育職 (三)
18 歳	76 人	23 人	53 人		
19	80	32	48		
20	117	53	64		
21	113	48	64		1
22	675	146	131	57	327
23	712	138	129	65	364
24	831	157	141	95	411
25	836	137	137	141	405
26	836	135	163	121	397
27	844	152	131	149	392
28	785	130	138	105	390
29	795	140	129	140	358
30	792	139	142	133	357
31	749	124	137	119	352
32	774	119	155	133	349
33	783	126	159	138	331
34	771	101	198	121	321
35	685	111	154	131	267
36	665	110	147	125	257
37	608	99	132	123	243
38	737	131	167	136	276
39	722	134	167	143	256
40	690	122	144	137	265
41	676	133	154	141	221
42	703	129	161	134	249
43	705	137	151	129	260
44	738	156	127	163	256
45	732	162	128	178	234
46	789	199	125	195	244
47	754	178	109	185	250
48	849	240	88	198	302
49	915	203	82	250	362
50	844	201	70	194	366
51	750	187	54	174	312
52	800	208	50	174	345
53	862	194	44	194	407
54	895	176	50	199	443
55	893	186	48	188	443
56	925	175	53	216	467
57	1,055	180	61	254	539
58	1,054	194	76	221	536
59	1,002	170	78	239	491
60以上	135	7		18	80
計	30,752	6,022	4,739	5,956	13,126

(注) 特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表 年齡別人員分布圖(行政職)



第11表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員 (人)																
	全 料	給 表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特 任 職	定 期 付 員	第1号 期付員	第2号 期付員
管理職手当	2,564		658	137		15	296	1,416	19	11	9	3					
初任給調整手当	34		1			14				19							
扶養手当	11,207		2,333	2,551	16	43	2,304	3,722	100	5	76	44	13				
地域手当	30,722		6,016	4,739	20	102	5,954	13,104	248	25	253	205	43	9	1	3	
住居手当	7,106		1,504	1,077	5	23	1,515	2,779	84	8	66	35	10				
通勤手当	28,001		5,261	3,826	14	93	5,652	12,454	229	14	229	178	42	7	1	1	
単身赴任手当	166		16	139				10		1							
へき地手当 及びへき地手当 に準ずる手当	2		1					1									
義務教育等 教員特別手当	19,070						5,955	13,115									
寒冷地手当																	
計																	

全職員1人当たり平均受給月額（円）

全料 給表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特定期 定付員	第1号 期付員	第2号 期付員
4,941	7,919	2,365		10,266	2,776	5,486	5,723	48,884	2,494	894				
185	49			3,615				200,968						
7,604	7,797	12,065	19,500	8,828	8,065	5,764	7,355	2,320	6,237	4,393	8,279			
21,744	20,881	20,467	23,999	27,363	23,228	21,838	21,176	79,722	20,040	20,118	19,652	34,667	X	19,860
5,788	6,221	5,648	5,725	6,125	6,414	5,316	8,324	8,516	6,488	4,331	5,630			
11,138	13,831	11,065	5,160	16,292	12,596	8,931	17,785	9,734	16,631	15,573	14,187	10,710	X	2,200
162	80	880				23		1,200						
	1					1								
3,345					5,430	5,374								
54,907	56,779	52,490	54,384	72,489	58,509	52,733	60,363	351,344	51,890	45,309	47,748	45,377	X	22,060

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 常勤職員

(人)

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表				89		31	7				127
公安職給料表	1			19	38		2				60
海事職給料表				4							4
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	22	250									272
教育職給料表(三)		622									622
研究職給料表				7							7
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)					2		1				3
医療職給料表(三)											
福祉職給料表		1									1
全給料表計											1,096

その2 短時間勤務職員

(人)

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表				120		387	19				526
公安職給料表											
海事職給料表				1							1
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)		208									208
教育職給料表(三)		312									312
研究職給料表		1		8	1						10
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)				3	3		3				9
医療職給料表(三)		1		9	6	3					19
福祉職給料表		2		1							3
全給料表計											1,088

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和4年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,192事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係380人（行政職に相当する調査実人員350人）、初任給関係以外の調査職種7,817人（行政職に相当する調査実人員7,115人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、58,046人、行政職に相当するものは、51,329人。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		193	90	84	19
農業、林業、漁業		1	0	1	0
鉱業、採石業、砂利業 採取業、建設業		10	1	9	0
製造業		109	54	43	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		28	9	14	5
卸売業、小売業		11	9	2	0
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		6	5	1	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		28	12	14	2

(注) 1 調査対象事業所252所のうち、調査完了事業所は193所、調査不能となった事業所は51所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は8所である。

2 調査完了率は、79.1%であり、以下のとおり算出した。

調査完了率＝調査完了事業所 193所／（調査対象事業所 252所－調査対象外事業所 8所）×100

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	205,369	203,324	207,489	211,325
	短大卒	186,890	187,116	180,934	X
	高校卒	168,186	169,830	168,832	164,309
新卒事務員	大学卒	202,623	202,480	201,361	X
	短大卒	168,343	X	X	-
	高校卒	165,788	172,397	162,386	164,967
新卒技術者	大学卒	208,491	204,594	213,211	210,467
	短大卒	189,543	191,174	181,095	X
	高校卒	168,912	169,430	172,308	164,063

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	11	54.7	730,357	2,624	727,733
	工 場 長	18	54.6	763,702	110	763,592
	事 務 部 長	186	54.8	606,834	5,323	601,511
	技 術 部 長	224	53.2	666,865	4,501	662,364
	事 務 部 次 長	76	52.9	568,481	4,089	564,392
	技 術 部 次 長	74	52.1	634,713	4,501	630,212
	事 務 課 長	391	50.3	563,629	5,624	558,005
	技 術 課 長	621	50.4	591,386	14,415	576,971
	事 務 課 長 代 理	155	49.7	529,710	44,469	485,241
	技 術 課 長 代 理	219	46.8	535,103	47,824	487,279
	事 務 係 長	490	46.2	435,062	53,591	381,471
	技 術 係 長	588	45.9	479,951	88,839	391,112
	事 務 主 任	358	44.1	399,962	49,431	350,531
	技 術 主 任	495	42.5	465,255	78,448	386,807
	事 務 係 員	1,576	38.4	315,417	36,474	278,943
技 術 係 員	1,633	35.2	348,719	55,090	293,629	

(注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上、本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	55.6	861,762	1,774	859,988
	工 場 長	14	55.0	819,753	0	819,753
	事 務 部 長	115	55.3	662,243	3,061	659,182
	技 術 部 長	168	53.5	712,723	4,716	708,007
	事 務 部 次 長	56	53.1	601,125	1,387	599,738
	技 術 部 次 長	61	52.7	667,952	655	667,297
	事 務 課 長	298	50.6	594,015	4,763	589,252
	技 術 課 長	542	50.6	607,468	14,546	592,922
	事 務 課 長 代 理	126	49.9	550,324	49,892	500,432
	技 術 課 長 代 理	174	46.6	550,571	42,523	508,048
	事 務 係 長	361	46.8	443,017	50,186	392,831
	技 術 係 長	479	45.9	490,001	92,220	397,781
	事 務 主 任	222	45.9	438,866	51,451	387,415
	技 術 主 任	317	41.3	512,420	93,214	419,206
	事 務 係 員	1,025	38.6	326,276	39,241	287,035
技 術 係 員	1,171	35.0	360,845	60,065	300,780	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7級、8級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 5級、6級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級、4級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級、4級)
	行政職給料表 1級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	52.4	422,506	4,617	417,889
	工 場 長	4	53.2	600,135	431	599,704
	事 務 部 長	52	55.1	560,735	1,756	558,979
	技 術 部 長	54	52.6	556,578	4,114	552,464
	事 務 部 次 長	15	53.1	523,822	5,244	518,578
	技 術 部 次 長	12	49.8	512,660	20,786	491,874
	事 務 課 長	72	49.6	489,303	3,004	486,299
	技 術 課 長	70	48.9	478,059	11,647	466,412
	事 務 課 長 代 理	27	48.9	453,773	22,388	431,385
	技 術 課 長 代 理	38	47.6	461,262	86,821	374,441
	事 務 係 長	94	44.3	434,864	73,035	361,829
	技 術 係 長	77	45.9	420,751	64,410	356,341
	事 務 主 任	101	41.1	352,507	46,439	306,068
	技 術 主 任	127	46.2	371,719	41,824	329,895
	事 務 係 員	462	38.2	300,098	32,050	268,048
技 術 係 員	364	34.4	313,371	41,201	272,170	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 7級、8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5級、6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級)
	行政職給料表 1級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	
	事 務 部 長	19	51.7	462,114	25,484	436,630
	技 術 部 長	2	45.0	510,552	0	510,552
	事 務 部 次 長	5	51.5	474,462	20,600	453,862
	技 術 部 次 長	1	X	X	X	X
	事 務 課 長	21	47.8	415,981	25,746	390,235
	技 術 課 長	9	50.2	456,666	29,831	426,835
	事 務 課 長 代 理	2	42.5	361,828	27,890	333,938
	技 術 課 長 代 理	7	50.1	334,557	39,065	295,492
	事 務 係 長	35	45.0	349,370	38,209	311,161
	技 術 係 長	32	45.7	419,900	81,149	338,751
	事 務 主 任	35	41.6	290,593	45,350	245,243
	技 術 主 任	51	42.4	327,031	55,984	271,047
	事 務 係 員	89	36.6	247,841	22,212	225,629
技 術 係 員	98	41.0	274,697	22,621	252,076	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6級、7級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級)
	行政職給料表 1級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	4	56.0	794,251	0	794,251
	研究部(課)長	78	51.6	661,780	1,218	660,562
	研究室(係)長	47	52.0	685,382	1,765	683,617
	主任研究員	152	47.1	590,851	3,407	587,444
	研 究 員	168	29.4	358,913	50,131	308,782
	研究補助員	42	41.8	367,815	33,405	334,410
教育 関係 職種	大学学部長	11	60.1	748,193	5,591	742,602
	大学教授	41	52.0	649,003	6,292	642,711
	大学准教授	35	45.2	533,504	9,202	524,302
	大学講師	15	41.6	448,246	20,944	427,302
	大学助教	11	38.8	480,581	745	479,836
	高等学校校長	-	-	-	-	-
	高等学校教頭	2	55.0	616,575	4,825	611,750
高等学校教諭	44	43.7	444,584	1,395	443,189	

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）

第16表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		73.3%
	配偶者に家族手当を支給する	64.8%
家族手当制度がない		26.7%
扶養家族の構成別 支給月額	配偶者	11,634円
	配偶者と子1人	18,895円
	配偶者と子2人	25,583円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は88.4%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
53.0%	(33.9)%	(66.1)%	47.0%

- (注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
21.8%	78.2%

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	51.0%	49.0%	47.3%	52.7%	44.3%	55.7%
500人以上	49.4	50.6	44.3	55.7	43.5	56.5
100人以上 500人未満	49.2	50.8	46.1	53.9	41.1	58.9
50人以上 100人未満	60.0	40.0	58.7	41.3	54.3	45.7

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	77.7 %	22.3 %	- %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		64.6 %	36.2 %	35.4 %
非 管 理 職		57.4	35.1	42.6

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
65.7 %	72.0 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- ・ 食料費……食料
- ・ 住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品
- ・ 被服・履物費……被服及び履物
- ・ 雑費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- ・ 雑費 II……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における水戸市の令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の令和4年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と水戸市の令和4年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

なお、全国の令和4年4月の1人世帯の各費目別標準生計費は、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月、水戸市)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,814	37,790	48,400	59,003	69,613
住居関係費	49,899	88,503	70,623	52,743	34,863
被服・履物費	4,430	3,055	4,782	6,507	8,234
雑費 I	19,813	32,576	46,840	61,104	75,355
雑費 II	6,519	12,048	14,320	16,588	18,860
計	110,475	173,972	184,965	195,945	206,925

4 労働経

第23表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 現金給与総額 (調査産業計)				② きまって支給する給与 (調査産業計)				③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		茨 城		全 国		茨 城		全国	茨城	全国	茨城
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和2年度	365.1	△ 1.7	357.7	△ 2.4	293.1	△ 1.1	288.6	△ 0.9	140.0	145.7	10.6	12.6
令和3年度	368.5	1.0	357.2	△ 0.2	296.7	1.2	288.4	△ 0.1	142.5	145.6	11.7	12.8
令和3年1月	304.6	△ 0.7	293.8	△ 2.6	293.0	0.0	283.0	△ 2.4	135.1	138.7	11.0	12.2
2月	298.0	△ 0.1	285.6	△ 2.3	292.8	△ 0.3	283.8	△ 2.4	135.4	139.2	11.1	12.9
3月	319.9	0.7	307.0	△ 1.5	297.3	1.1	289.4	△ 0.8	145.1	148.4	12.0	13.5
4月	313.7	2.0	298.2	△ 1.5	300.3	1.6	290.1	△ 1.3	150.4	155.3	12.1	13.9
5月	309.1	2.5	293.7	1.4	294.9	2.6	288.0	1.5	136.0	139.8	11.1	12.6
6月	546.8	0.8	553.7	△ 0.6	297.2	2.1	290.1	2.2	146.9	151.9	11.4	12.8
7月	425.6	1.5	405.8	8.5	297.7	1.7	290.0	1.1	146.9	150.0	11.9	13.1
8月	305.9	1.3	291.0	0.2	295.0	1.3	286.3	0.7	135.8	136.3	10.9	11.7
9月	304.5	1.3	297.7	0.5	296.3	1.2	287.6	0.3	141.4	144.3	11.3	12.2
10月	305.6	1.0	295.2	0.9	298.6	0.8	292.2	0.9	144.8	148.6	11.7	12.7
11月	319.1	1.1	315.4	3.7	298.0	1.3	290.0	0.0	145.8	148.2	12.1	13.2
12月	668.5	0.4	646.3	△ 5.2	298.6	1.2	290.0	△ 0.5	144.5	146.6	12.3	13.1
令和4年1月	310.1	1.8	296.8	0.9	298.9	2.0	284.7	0.5	136.9	137.4	11.8	12.7
2月	305.2	2.5	288.9	1.1	299.5	2.3	283.5	△ 0.2	136.6	138.9	11.9	12.6
3月	330.6	3.4	303.0	△ 1.3	304.0	2.2	288.8	△ 0.2	144.5	146.0	12.6	13.5
4月	321.8	2.6	299.1	0.4	307.9	2.5	290.6	0.2	149.0	150.3	12.9	13.6
資料出所	厚 生 労 働 省											

- (注) 1 ①、②、⑥、⑦、⑧は令和2年基準である。(ただし、⑥、⑦、⑧の令和2年度は平成27年度)
 2 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ①、②、③、④、⑥の年度の欄は、暦年の数値である。
 4 ⑥消費支出の世帯数は、家計調査における調査世帯数を示す。

済 関 係 資 料

⑤ 有効求人倍率 (季節調整値)		⑥ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)						⑦ 消費者物価指数			⑧ 国内企 業物価 指 数	
全国	茨城	全国 (8,076世帯)		東京都区部 (408世帯)		水戸 (96世帯)		全国	東京都 区 部	水戸	全国	
(倍)	(倍)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
1.10	1.27	277.9	△ 5.3	325.0	△ 2.3	274.5	△ 4.3	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.4	△ 1.5	
1.16	1.38	279.0	0.4	322.8	△ 0.7	275.8	0.5	0.1	0.1	0.1	7.0	
1.08	1.27	267.8	△ 6.8	302.8	△ 3.3	250.5	△ 3.2	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.8	
1.09	1.30	252.5	△ 7.1	300.1	△ 3.1	298.4	21.0	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.9	
1.10	1.32	309.8	6.0	367.1	17.5	331.2	23.3	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	1.0	
1.09	1.31	301.0	12.4	379.4	28.7	260.6	2.0	△ 1.1	△ 1.2	△ 0.8	3.5	
1.10	1.33	281.1	11.5	331.7	20.4	288.1	△ 1.3	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.8	4.8	
1.13	1.39	260.3	△ 4.9	284.1	△ 7.8	248.1	△ 11.6	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.4	4.9	
1.14	1.40	267.7	0.3	297.1	△ 10.3	237.4	△ 9.0	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	5.6	
1.15	1.39	266.6	△ 3.5	291.3	△ 11.1	279.0	7.1	△ 0.4	△ 0.4	0.1	5.6	
1.15	1.37	265.3	△ 1.7	312.8	△ 1.2	240.9	△ 23.6	0.2	0.3	0.2	6.2	
1.16	1.36	282.0	△ 0.5	320.9	△ 10.8	260.9	2.8	0.1	0.1	0.0	8.0	
1.17	1.36	277.0	△ 0.6	322.2	△ 10.4	271.7	△ 7.9	0.6	0.5	0.6	8.9	
1.17	1.34	317.2	0.7	363.7	△ 7.2	343.0	11.9	0.8	0.8	0.8	8.6	
1.20	1.38	287.8	7.5	314.9	4.0	254.9	1.8	0.5	0.6	0.2	9.0	
1.21	1.42	257.9	2.1	271.5	△ 9.5	251.9	△ 15.6	0.9	1.0	0.6	9.4	
1.22	1.45	307.3	△ 0.8	310.6	△ 15.4	330.6	△ 0.2	1.2	1.3	1.3	9.3	
1.23	1.44	304.5	1.2	343.7	△ 9.4	296.4	13.7	2.5	2.4	2.5	9.9	
		総 務 省										日本銀行

基準)

(参考) 技能労務職員関係資料

1 技能労務職員給与関係資料

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	127人	52.9歳	33.5年
現業職給料表(一)	114	54.6	35.2
現業職給料表(二)	13	37.8	19.0

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0%	-%	95.3%	4.7%	92.9%	7.1%
現業職給料表(一)	100.0	-	95.6	4.4	93.0	7.0
現業職給料表(二)	100.0	-	92.3	7.7	92.3	7.7

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	339,036円	20,808円	7,772円	1,768円	369,384円
現業職給料表(一)	343,418	21,050	7,425	1,846	373,739
現業職給料表(二)	300,608	18,685	10,808	1,077	331,178

(注) 給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第4表 扶養に関する調

その1 扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	68人	59人	127人	7,772円	14,515円

その2 扶養親族数

区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
扶養親族数	49人	42人	19人	110人	0.9人	1.6人

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 住居に関する調

その1 住居手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	10人	117人	127人	1,768円	22,450円

その2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額

区分	人員	金額
賃貸住宅	1人	14,000円
民間借家	9	23,389
計	10	22,450

その3 住居区分別、住居手当額別人員

区分	住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公営住宅		0人	1人	0人	1人
民間借家		1	5	3	9
	計	1	6	3	10
	構成比	10.0%	60.0%	30.0%	100.0%

その4 住居区分別、生計区分別人員及び構成比

区分		人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	68人	53.5%
	その他	48	37.8
	小計	116	91.3
公舎等	主たる生計維持者	0	0.0
	その他	0	0.0
	小計	0	0.0
公営住宅	主たる生計維持者	1	0.8
	その他	0	0.0
	小計	1	0.8
民間借家	主たる生計維持者	9	7.1
	その他	1	0.8
	小計	10	7.9
計	主たる生計維持者	78	61.4
	その他	49	38.6
	合計	127	100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

第6表 通勤に関する調

その1 通勤手当支給状況

区分	支給人員	非支給人員	計	平均支給月額	
				全職員 1人当たり	支給者 1人当たり
支給状況	111人	16人	127人	9,924円	11,354円

その2 通勤方法別人員及び構成比

区分	人員	構成比	
徒歩	7人	5.5%	
交通機関等利用	1	0.8	
交通用具使用	自転車	4	3.1
	原動機付自転車	1	0.8
	自動車	114	89.8
	小計	119	93.7
交通機関等と交通用具併用	0	0.0	
計	127	100.0	

その3 通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比

区分	通勤距離	人員										
		人員	2km未満	2km以上 10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満	40km以上 50km未満	50km以上 60km未満	60km以上 70km未満	70km以上 80km未満	80km以上
徒歩		7人	100.0%									
交通機関等利用		1人								100.0%		
交通用具使用	自転車	4人	75.0%	25.0%								
	原動機付自転車	1人			100.0%							
	自動車	114人	3.5%	39.5%	30.7%	17.5%	4.4%	2.6%	1.8%			
交通機関等と交通用具併用		0人										
計		127人	11.0%	36.2%	28.3%	15.7%	3.9%	2.4%	1.6%	0.8%		

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第7表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 現業職給料表(一) (現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					2
40					
41					
42					5
43					4
44					
45					2
46					5
47					
48					
49					
50		1			11
51					6
52					2
53					4
54					11
55					5
56					2
57					6
58					2
59					1
60					4

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	1 人
62					1
63					13
64					2
65					
66					
67					
68					
69					
70				3	
71		1		2	
72					
73					
74				1	
75					
76					
77					
78					
79				2	
80					
81					
82				1	
83				1	
84					
85				1	
86				1	
87				2	
88				1	
89				1	
90					
91				2	
92					
93			1		
94					
95				2	
96					
97				1	
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	1 人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	1	2	1	21	89
				職員総数	114 人

その2 現業職給料表(二) (船舶に乗り組む技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25	1	1		
26				
27				
28				
29	1			
30				
31		1		
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44		1		
45				
46				
47				
48				
49			1	
50				
51				
52			1	
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	1 人	人
62				
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				1
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				2
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
計	3	3	3	4
	職員総数			13 人

第8表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員			全職員1人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職(一)	現業職(二)	全給料表	現業職(一)	現業職(二)
扶 養 手 当	68 人	61 人	7 人	7,772 円	7,425 円	10,808 円
地 域 手 当	127	114	13	20,808	21,050	18,685
住 居 手 当	10	9	1	1,768	1,846	1,077
通 勤 手 当	111	104	7	9,924	10,637	3,669
計				40,272	40,958	34,239

2 民間技能労務従業員給与関係資料

第9表 職種別給与額等

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額		
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
電 話 交 換 手	-	-	-	-	-
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	1	X	X	X	X
守 衛	51	43.6	421,728	98,626	323,102
用 務 員	-	-	-	-	-

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備考 自家用乗用自動車運転手については、業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。

第10表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)
上半期 (A ₂)		272,758 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	505,805 円
	上半期 (B ₂)	516,920 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	1.86 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	1.90 月分
特別給の支給割合年間計		3.76 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 人事院の報告及び勧告

【給与勧告の骨子】

- 本年の給与勧告のポイント
～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～
- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 921円(0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

- 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

→

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

【公務員人事管理に関する報告の骨子】

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

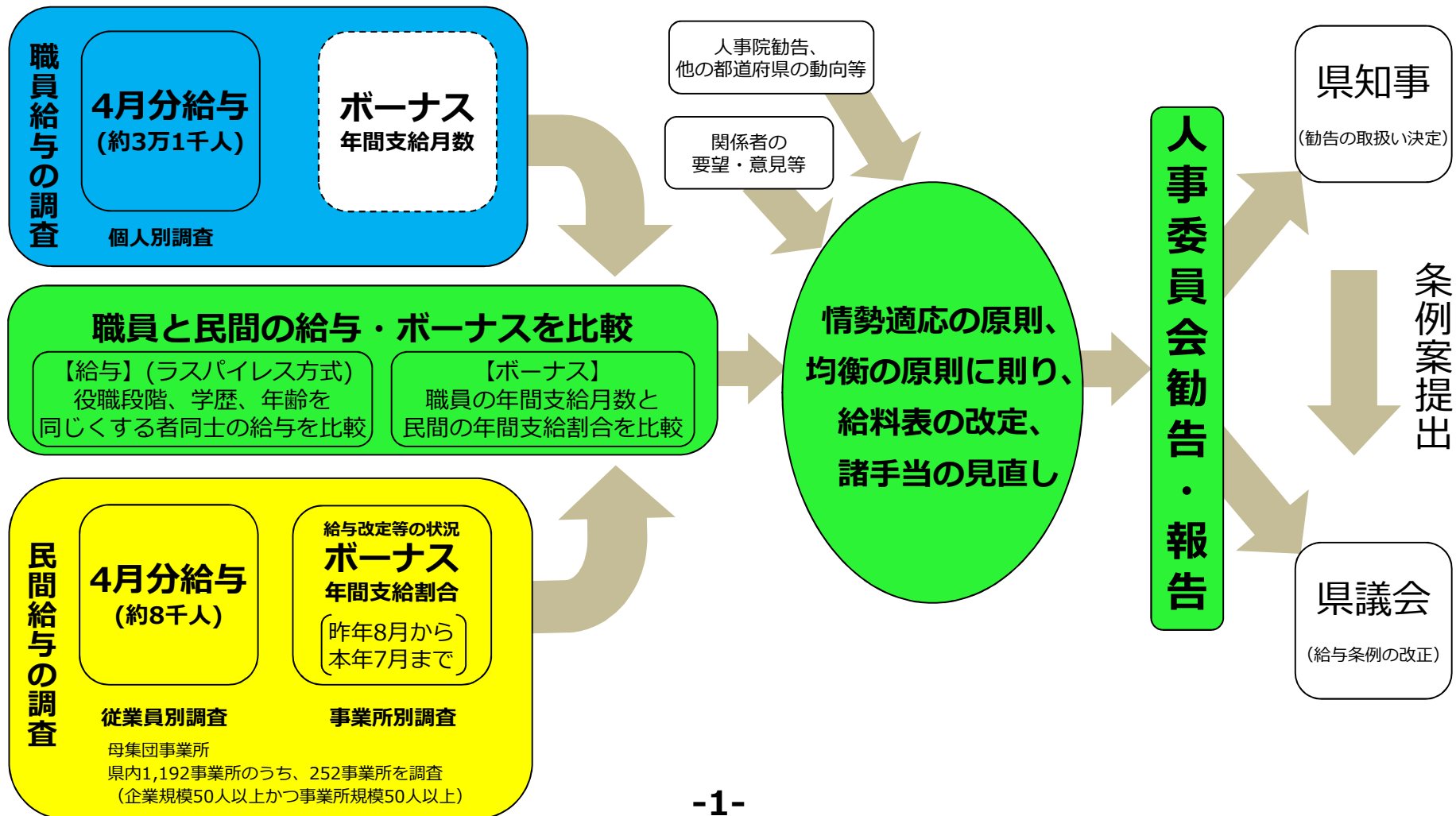
不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

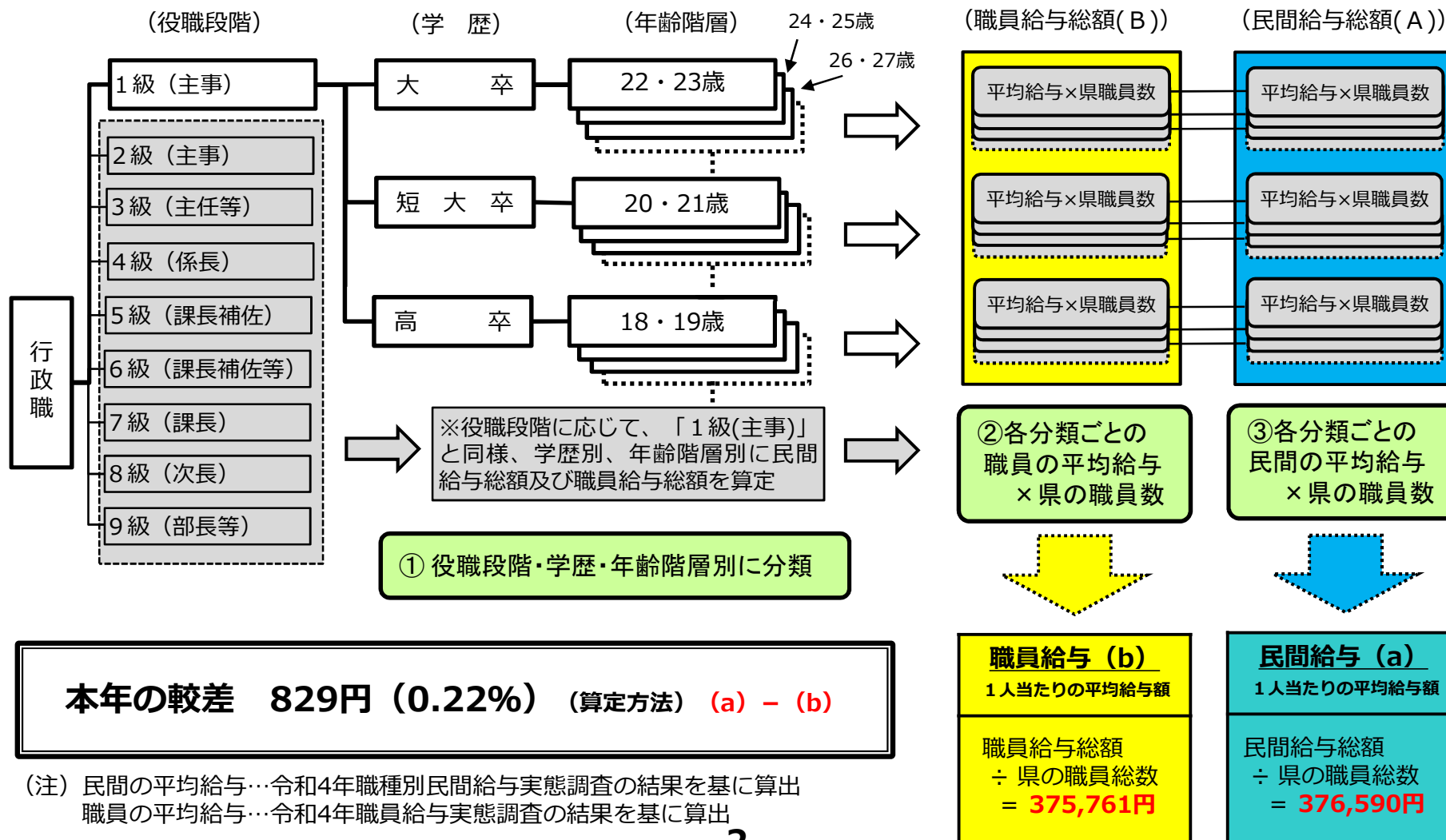
① 給与勧告の手順

- ・ 人事委員会では、職員の給与水準を民間に均衡させることを基本とし、人事院勧告や他県の動向等を踏まえて勧告
- ・ ボーナスについても、民間の年間支給割合に職員の年間支給月数を合わせることを基本に勧告



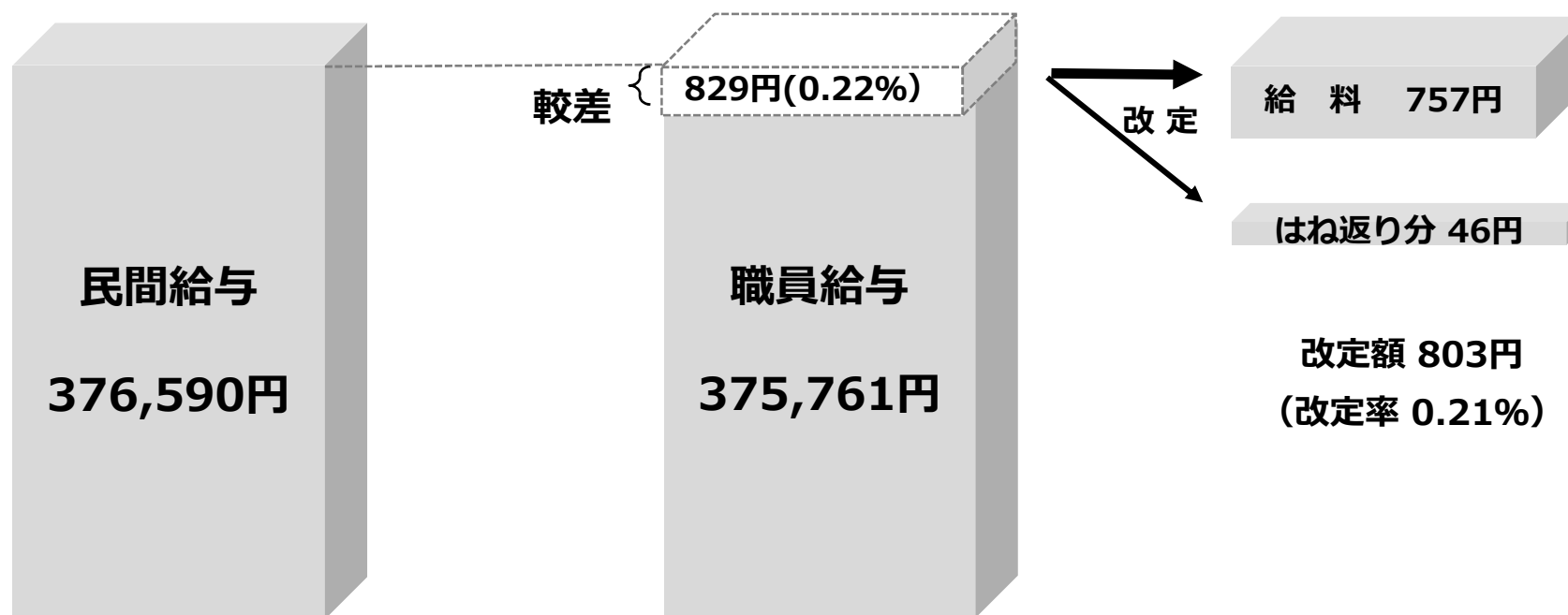
② 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の比較は、職員(行政職)と民間従業員（行政職に類似する職種）について、役職段階に応じて、学歴、年齢階層などと同じくする者同士の給与を対比させ、差を算出



③ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月時点の民間給与との較差 829円 (0.22%) であったため、以下のとおり給料を引き上げることとしました。



- (注1) 「はね返り分」とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。
- (注2) 本県では、従来から総合勘案方式（民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案）により、国に準じた給料表での改定を行っているが、国準拠の給料表に改定した場合、県職員の級号給の人員分布や手当の受給状況が国とは異なるため、必ずしも較差と改定額は一致しないこととなる。

④ 給与勧告の対象職員（令和4年4月1日現在）

給与勧告の対象職員^{※1}は、30,752人^{※2}

※1 企業局職員、病院局職員及び技能労務職員は、給与勧告の対象外

※2 令和4年職員給与実態調査による職員数

⑤ 給与勧告の実施状況

	月例給	ボーナス	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減
平成25年	—	3.95月	—
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月
平成27年	0.40%	4.20月	+ 0.10月
平成28年	0.23%	4.30月	+ 0.10月
平成29年	0.13%	4.40月	+ 0.10月
平成30年	0.16%	4.45月	+ 0.05月
令和元年	0.10%	4.50月	+ 0.05月
令和2年	—	4.45月	▲ 0.05月
令和3年	—	4.30月	▲ 0.15月
令和4年	0.21%	4.40月	+ 0.10月

※ 令和元年以来、3年ぶりに月例給及びボーナスともに引上げ

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

令和4年10月5日

茨城県人事委員会委員長 足立 勇人

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査について、御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様には、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、月例給については、職員と民間を比較したところ、民間の給与が職員の給与を上回ったことから、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとしました。改定額は平均803円（0.21%）となります。

また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、0.10月分引上げ、年間4.40月とすることとしました。

公務の運営関係については、人材の確保、人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等、勤務環境の整備及び公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

職員にあっては、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が県行政の各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。